

第九十三回国会 参議院文教委員会 會議録第七号

昭和五十五年十一月二十日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月十九日

辞任

片岡 勝治君

補欠選任

本岡 昭次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

降矢 敬義君

大島 友治君

世耕 政隆君

粕谷 照美君

下田 京子君

委員

井上 裕君

田沢 智治君

内藤 三郎君

仲川 幸男君

松浦 功君

吉田 実君

小野 明君

本岡 昭次君

柏原 ヤス君

高木 健太郎君

小西 博行君

国務大臣

文部大臣

田中 龍夫君

政府委員

文部大臣官房長

文部省大学局長

文部省社会教育局長

文部省管理局長

鈴木 勲君

宮地 貫一君

高石 邦男君

吉田 壽雄君

事務局側

常任委員会専門員

瀧 嘉衛君

本日の会議に付した案件

○放送大学学園法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十九日、片岡勝治君が委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君が選任されました。

○委員長(降矢敬義君) 前回に引き続き、放送大学学園法案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 先般、文部大臣より放送大学に係る法案の提案説明をこの文教委員会で受けました。また同時に提出されていた関係資料も読ませていただきました。私にとって初めての放送大学法案でございますので、きょうは、もうすでに衆議院でもこの参議院でも論議されたことに重なる点、理解のできない点、また私の考えなどを織りまぜて、初歩的な質問を広く全般的にさせていただきます。

法案の内容を細かく各条ごとに検討していくことはまた次の機会に譲りますので、よろしく願います。したがって、この私にも放送大学のことがよくわかるように具体的に御答をお願ひしておきます。

そこで、まず第一点ですが、放送大学が構想されてこの法案が提出されるまでの経緯、昭和四十二年から今日まで約十三年間、簡単に経緯の資料をいただいたんですが、これだけのものを自分で調べようとすればこれ大変な努力と時間を要しま

す。簡潔にこの経緯のポイントをひとつ御説明をいただき、なぜこのように長期間要したのかという理由も付して御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学の構想が今日まで大変長期間を要しておるわけでございますが、今日までの検討の経緯等についてのお尋ねでございます。

御案内のとおり、政府といたしまして放送大学の検討を開始したのは、具体的に申し上げますと、四十四年の十月の閣議におきまして文部、郵政の両大臣から放送大学の検討を始めることについて閣議に報告して御了解をいただいたというところが具体的なスタートになろうかと思ひます。

それ以来、まず郵政省におきましては、放送大学のための全国的に完全なネットワークが可能となるといふためのテレビ——これはUHFでございますが、テレビとラジオ、ラジオの方はFMでございますが、それぞれ一列の周波数を確保いたしますとともに、具体的にはそのときから調査会等で構想の検討を行ってきたわけでございます。

まず第一は、昭和四十四年の十一月でございますが、放送大学問題懇談会というものはこれは石坂泰三氏が会長であつたわけでございますが、大学教育を受ける機会を国民各層に提供するための放送大学を積極的に推進すべきであるという意見書を文部、郵政の両大臣に提出いたしております。

次に昭和四十五年の七月でございますが、放送大学準備調査会というものは松方三郎氏が会長でございますが、放送大学の目的とあるいは教育方法、教育内容等放送大学の構想を示す「放送大学の設立について」という報告書を文部大臣に提出をいたしております。これらを受けましてさらに検討を重ねられまして、昭和四十九年の三月でございますけれども、放送大学設置に関する調査研究会というものが、これは大泉孝氏が会

長でございますが、放送大学の目的でございますとか教育内容、教育方法のほかに、さらに設置形態でございますとか管理運営、組織あるいは既存大学との連携、協力等に関します基本的な構想を盛り込んだ放送大学の基本構想を取りまとめて提出をされております。その後、昭和五十年十二月でございますけれども、放送大学創設準備に関する調査研究会が、先ほど申しました基本構想をさらに具体化をいたしました放送大学の基本計画に関する報告を取りまとめております。

おむね調査検討をいたしました以上のような経緯を踏まえて、その後文部省といたしましては、昭和五十一年度以来放送大学の設置者となります特殊法人の新設を要求してきたわけでございますが、予算的にはなかなかそれが実現を見ておりませんでして、具体的には昭和五十四年度予算におきましてそのための所要経費が計上をされたというものが経緯でございます。特殊法人を設立するためにその予算が認められたことに伴ひまして放送大学学園法案を、国会といたしましては第八十七、八十八の国会にそれぞれ御提案申し上げたわけでございますが、今日まで成立を見るに至らなかつたという事情がございます。そこで、五十五年予算におきましても同様の予算措置を講じまして、さきの通常国会とこの臨時国会へ御提案を申し上げたという経緯になっております。先生御案内のとおり、大変長い間の検討を経まして今日に至つておるわけでございまして、私もとしましては、この五十五年度じゅうに特殊法人の放送大学学園の設立をぜひ図りたいということで準備を進めてきておるものでございまして。

そこで、お尋ねの第二点といたしまして、大変今日まで長い期間がかかっているがどうだということお尋ねであつたかと思うわけでございますが、この放送大学は、御案内のとおり、国民各層の広範な教育需要にこたへまして、広く大学関係者の御

協力もいただきながらテレビ、ラジオによる放送を効果的に活用しました大学教育を実施するということをねらいとしていたしております。ただ、わが国としてはもちろん初めての試みでございますし、しかもそのことの影響する範囲は非常に大きいわけでございまして、大変そういう意味では重要な事業と私も考えております。そういうことで、先ほど申し上げましたような各調査会議等にはもちろん国公私立の大学の関係者等広く各界各層の方々に入っていただきまして検討をしてきたわけでございまして、そういう過去の検討としては相当私どもとしても慎重に検討を重ねてまいりましたつもりでございます。なお、これは衆議院の方でございますけれども、昭和五十二年十一月でございますが、衆議院の文教委員会の放送教育小委員会におきまして放送大学の小委員会が設けられましてやはり何度か御議論をいただきまして十二月にその小委員会の報告がなされております。

その小委員会におきましては、放送大学の設立の意義とあるいは設立形態、設立した場合の問題点等について慎重に調査、御検討いただきまして、その小委員長報告におきまして大学と放送局とを一体のものとした放送大学を設置するならば、現時点で考えられる点では放送法上の制約等もございまして、特殊法人方式というものを考えるを得ないのではないかというのが小委員会での御報告の結論でございます。文部省としては、そういう経緯も踏まえまして放送大学の創設に向けて準備を進めて、先ほど申しました五十四年度予算において予算計上されて提案に至ったというのが今日までの経緯の検討経過でございます。

○本岡昭次君 経緯は大体理解できたのですが、二点目に質問しました長期間要したその理由ですね、それがどうも私にわからないんです。慎重にと言えはその一言で済んでしまうわけで、なぜこのように長期間かかったのかというその理由をもう少し明確にひとつ言ってください。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど申しましたように、五十年に具体的には放送大学の基本計画に関する報告という相当内容的にも検討いたしましたものがまとまりましたのが五十年の十二月でございますが、その後のことは、先ほど申しましたように、私どもとしては概算要求を五十二年からいいたすわけでございまして、特殊法人という形で設立することについてなかなか予算計上が見られなかった点が一つと、さらにそれ以後は、具体的にその間五十三年度には放送教育開発センターというような形が——これは国立大学の共同利用機関でございますが、放送教育についての開発研究を進めるという機関が設けられたというような事柄が途中にございまして、さらにその後は、予算的には五十四年度予算から計上いたされたわけでございまして、法案としてはそのときから御提案を申し上げてきておるわけでございます。ただ、法案としてははしがいてまいりました過去三回、国会に御提案を申し上げてきておるわけでございしますが、その過去三回御提案を申し上げました法案の審議状況等は、主として衆議院での審議状況になるわけでございまして、過去三回の国会の状況でございますが、具体的には国会の会期の関係でございますが、あるいは衆議院の解散というような事柄がございまして、残念ながら今日まで成立を見るに至らなかったという事情でございます。法案を御提案申し上げるまでの検討期間としては先ほど申し上げたような事柄でございますが、先生のお尋ねの点が、提案までがずいぶん長いではないかという御質問であるのか、あるいは提案されて三回今日まで成立に至っていないその間が長いというお尋ねであるのか、ちょっとお尋ねのところが私も十分つかみかねる点もございまして、国会の審議をお願いしてすでに今回で第四回目の御審議をお願いしておるといふ点では、私も多少としては十分内容的にも検討したものを御提案申し上げておるわけでございまして、過去三回は、先ほど申しました会期の問題でございますが、

か、あるいは解散が二回その間にはさまっておるというような事情ということかと思っております。○本岡昭次君 中身について申したいでございますが、国会が解散したとか会期が足らなかったとか、どういふ委員会をやったとかということと、結局のところ数々の委員会なりあるいは種々の会議、研究組織、そうしたものを積み重ねていかなければならないというのは、これは「放送大学について」という文部省が出しているこのパンフの第一項の構想の概要のところにも書いてあるように、「放送大学は、広く大学関係者の協力を得て、放送を効果的に利用した大学教育を実施することにより、生涯教育の中核的高等教育機関としての新しい教育システムを設立しようとするものである」と、文字どおり新しい教育システムを設立するための国民的な合意を得るために、あるいは大学関係者あるいは行政、またすでにいま行われているさまざまなこうした社会教育あるいは大学教育等々の全体的な合意を得るために期間を要したというふうには理解をされているんです。だから慎重にということとは、文字どおり国会の論議の中でも時間をかけて放送の新しい教育システムというものが本当に国民の合意を得て行われるように慎重に時間をかけなければならぬという意味合いがこうした長期間かかっているというふうにはよく理解しているんです。が、それでいいのかどうか、もっとほかにあるのかどうか、そういうことですよ。ぼくは中身の問題で聞いているんです、手続じゃなくて。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど御説明をいたしましたように新しい構想の大学ということもございまして、まずは事柄自体は慎重に取り組みながら進めようという点がございまして、そのために先ほど申し上げましたような調査研究会というようなもので具体的な構想も十分練るために時間を要した点もございまして、もちろん先ほど申しましたように、調査研究会には各国公立に關係ございまして大学関係者等にも多数入っていたので御検討もお願いしておりますし、そのほか放送を利用する大学ということで、もちろん放送につきましてもそれぞれ専門家でございますとか、そういう方々にも御参加をいただいて検討をいただいております。

先生お話しのように、もちろんこれが国民に開かれた大学ということでございますので、国民全体の合意を得ながらやっていく必要があるという事は当然のことでございます。私どもとしてはそれぞれ専門家の御検討をいただいて、それを今日法案という形でまとめて御提案申し上げているというところでございまして、内容の検討については私どもとしても十分先生御指摘のような点がございまして、その今日まで検討としては十分慎重に検討してきたという経緯でございます。

○本岡昭次君 たくさん聞きたいことがあるので、その点についてはもう深入りいたしません。そこで、先ほど四十四年の十月二十四日から放送大学の構想の具体的検討が始まったと答弁がありました。四十四年十月二十四日というこの時点で、文部、郵政大臣から放送大学の検討を始めることについて云々とありますが、その事柄は、この前段にある文部省社会教育審議会の「映像放送およびFM放送による教育専門放送のあり方について」の答申を受けて、先ほど言われた四十四年十月二十四日の放送大学構想のスタートになったのかどうか、その関連はいかがなんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 社会教育審議会には、昭和四十二年当時新たにUHF電波の割り当てが始まるころでございまして、当時教育分野においても放送を利用していくということが必要ではないかということで、四十二年の十一月七日に文部大臣が社会教育審議会に諮問をしたわけでございまして、その諮問を受けた上で審議に着手いたしました。その諮問の内容は、放送の公共的使命にかんがみ、教育放送の充実を図るべきであるという基本的観点に立ちまして、学校教育、社会教育を通じて

その答申の内容は、放送の公共的使命にかんがみ、教育放送の充実を図るべきであるという基本的観点に立ちまして、学校教育、社会教育を通じて

その答申の内容は、放送の公共的使命にかんがみ、教育放送の充実を図るべきであるという基本的観点に立ちまして、学校教育、社会教育を通じて

その答申の内容は、放送の公共的使命にかんがみ、教育放送の充実を図るべきであるという基本的観点に立ちまして、学校教育、社会教育を通じて

その答申の内容は、放送の公共的使命にかんがみ、教育放送の充実を図るべきであるという基本的観点に立ちまして、学校教育、社会教育を通じて

その答申の内容は、放送の公共的使命にかんがみ、教育放送の充実を図るべきであるという基本的観点に立ちまして、学校教育、社会教育を通じて

その答申の内容は、放送の公共的使命にかんがみ、教育放送の充実を図るべきであるという基本的観点に立ちまして、学校教育、社会教育を通じて

て放送を利用するの教育を提供するということを基本的に示しているわけでございます。したがって、放送大学の構想とは直接のかかり合ひはございませんけれども、これらの審議会のいろいろな答申が一つの契機になって、放送利用というものを進めていくという観点で、放送大学構想というのがその観点で議論をされていったというふうに考えている次第でございます。

○本岡昭次君 いま契機になったということですが、放送大学を構想し、それを生み出していく素地になったというふうには私なりに検討した中で結論に達したんですが、そこで、社会教育審議会の答申を見て、この答申の中にあるような形で進められておれば今日のような大きな問題ないか、また私基本的に賛成し得る中身になっていないか、というふうなことを考えているんです。

意見だけ言っておきますが、社会教育審議会の答申の概要の中で、「大学教育の拡大と教育放送のあり方」という中において、やはり大事なことは、放送の利用は大学開放の実施を容易にすること、あるいはまた大学通信教育の充実向上を図っていくとか、あるいはテレビ等を導入することによって大学での研究成果が広く社会の中に貢献して学術の進歩も促進される、こういう立場での取り上げ方がされていて、文部省としてはむしろこういう立場から放送利用というものを積極的に推進すべきであったと、こう思うんですが、残念ながら何かNHKの協力なく反対があったり、あるいは新構想大学というふうなものが構想されて、放送大学もそうした政治課題の一つとして悪乗りされた、悪用されたというところから最も基礎になるべき教育専門放送というものについての本当の考え方というふうなものがめがめられてきているという経緯をばくは非常に残念に思うんです。

それはもう私の意見としてここで言わしていただくことにして、それでは四十四年あるいは四十二年、この当時に放送大学を構想した経済情勢あ

るいは社会情勢、また教育にかかわるさまざまな要件が十年たった今日と相当変化をきていて、その当時の物の考え方が今日まで持続してあり得るとは考えられないのですが、どうしてもこの放送大学が必要であるという今日の意義というふうなものを改めてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(宮地貫一君) 確かに先生御指摘のとおり、四十四年当時から今日まで十年余を経過しておるわけでございます。その間の高等教育全体の姿でございますとか、その点は御指摘のように相当変化もあるわけでございます。たとえば、高等教育全体の姿でなめてみますと、四十四年、五年当時、いわゆる大学進学率というのは二一・〇％でございましたが、当時から大体は二一・〇％ないし三〇・〇％の大学進学率に伸びてきておりまして、昭和五十一年で大体三八・六％に達しております。それ以後、五十一年以降はほぼ横ばいといえますが、若干下がったものもおりますが、大体三七・〇％で大学、短期大学の進学率というのが横ばいで推移をしておるわけでございます。ただこれは、全体のいわゆる大学へ進学します十八歳人口といえますが、十八歳人口全体が四十二年がピークでございまして二百四十九万という数字でございまして、この十八歳人口全体が二百四十九万から昭和五十一年度でいまして約百五十四万というところで、ほとんど九十万を超えてきたという十八歳人口そのものが年々非常に減ってきたというふうな背景がございまして、大学進学率が、これはもちろん社会全体の経済の発展と申しますか、そういう事柄とも絡んでいる問題がございまして、そんなふうかと思いますが、そういう背景がございまして今日に至っておるということが言えるかと思ひます。

そこで、五十一年から五十五年度ぐらい、この間を高等教育の整備については前期の計画ということで私どもも対応してきたわけでございますが、大体大学の進学率としてはほぼ横ばいで、十八歳人口も大体百五十万人台で横ばいで推移をしている時期でございます。私どもとしては、高等教育

全体から言えば量的な拡大は抑えながら、むしろ質的な充実を重点を置くというふうな基本的な対応の姿勢で対応しておるわけでございます。

この十八歳人口全体の推移で申しますと、五十六年からさらに百六十万人台、六十二年には百八十八万というところまでまいりました。昭和六十五年から七年前後にかけてはさらに二百万人台を超えるというところまで、また十八歳人口が推移をしていくわけでございます。その後、昭和七十年以後はほぼ百七十万人台で横ばいで推移をするというふうなことが想定をされております。全体的な大学の進学率自体が今後どのように推移していくか、私どもとしては必ずしも明確にその見通しは確たる見通しは立てにくいというのが現状でございます。最近数年の状況としてはほぼ横ばいぐらゐに推移をいたしておるわけでございます。

ただ十八歳人口そのものは、いまも申しましたように、百五十万人台からピークで二百万人台まで約五十万人これからさらにふえていくというのが日本の十八歳人口の動向ということになるわけでございます。これを踏まえまして、私どもとしては質的な充実を図りながら、なおそのふえてまいります十八歳人口に対応する高等教育の機会の拡大というものをどのように図っていくかというものが今後の大変重要な課題の一つでございます。それに対応するものとして、いろいろ国立私立等を通じまして、あるいは既存の学部の実態も図らなければならぬわけでございますが、現在私どもが後期の計画ということで五十六年から六十一年度まで程度見通しておりますのは、比較的一般学部等については、たとえば国立につきましては大体年間二千程度までをめぐらした規模の拡大程度を考えるといたしたいま持っております計画でございます。

そういうような点を考え合わせまして、私どもとしてはこういうこれらの十八歳人口の増といううことに対応します一つの対応の仕方として、やはりこの放送大学というものを構想をしておるわけでございます。もちろん大学教育全体の弾力化

とか流動化というふうなことも資するわけでございます。そういう一面がもちろんございまして、なお一面といたしましては、放送大学の説明資料にも書いてございまして、生涯教育といふことが言われておりますが、生涯教育のいわば中核的な高等教育機関としまして広く社会人や家庭婦人にも大学教育の機会を新しい形で提供するということになるわけでございます。

そういうような二点から考えまして、私どもとしては既存の大学の充実ももとよりでございますけれども、あわせて放送大学というものがそういう大変重要な使命と申しますか、役割りを果たすものとして私どもとしては積極的に早くこれの実現を図りたいというぐあいに考えている理由でございます。

○本岡昭次君 大体わかりました。いまの点についてはまた改めて論議はさせていただくことにしまして、先に進めさせていただきます。

いまおっしゃったような情勢というんですが、意義に立つて放送大学の構想が立てられ、いま法案として提出されているんですが、放送大学は正規の大学であるということで学校教育法上の大学である、こう言われているんですが、私は大学というものを組織論的に見ていくと、これは教員と職員と学生の三者で構成されている自治組織である、このように考えているんだ。だから、それが高等教育機関といわれ、大学といわれるんだ、これが小中の義務制なりあるいは後期中等教育の高等学校と違ふところだというふうな組織的には押さえているんですが、言ってみれば、そうした三者の自治がなければこれは大学ではない、いわゆる自治があつて初めて大学の学問の自由が守られる、このように考えています。

大学の目的である教育と研究の成果を上げるために、こうした学生あるいは教員、職員、この三者、大学の構成員全体が大学の管理、運営に一つの責任とまたある意味では権利を持って大学の自治に当たっていく、こういうことでなければ本当の意味の大学ではない、こう考えるんですが、放

送大学の持つてゐる一番の弱点は、あの法案を見る限りではそうした大学の自治というものが本當に確立される条件にあるのかどうかということについてはきわめて悲観的ですし、ある意味ではそのことに大学そのものの存立に対する危機を私は感じるんですが、大学の自治という問題について、いま私が言いました自治組織というふうなもの、のあり方から説明を願えたらと、こう思います。

○政府委員(宮地實一君) 先生お話しのとおり、この放送大学は学校教育法上の正規の大学ということで構想をいたしております。

そこで、この放送大学の形態については先ほど申しましたように、たとえば国立大学でいく方式もあるかあるいは私立大学という形でいく方式もあるのかということについての検討もされたわけですが、それらについてそれぞれやはり問題点があるということで、先ほど申しましたように放送を行う大学である以上は、放送法制との関係ということが当然出てくるわけでございまして、それらの点について検討をいたしまして特殊法人で設立する大学という形に落ちついて今日御提案申し上げておるといふわけでございます。

ただ、特殊法人でこの放送大学を設立することにしたわけですが、この大学の自治と申しますか、基本的にその点がそれでは保障をされているのかというお尋ねであらうかと思ひますが、既存の大学におきまます学問の自由とかあるいは大学の自治の具体的な内容としては大学の学長でございまして、あるいは教授等のそういう教育組織といひますが、そういうものが大学の自主的な判断に基づいてなされるということが非常に重要な内容にならうかと思ひわけでございます。

その意味におきましては、この放送大学の教員の人事につきましても一般の大学と同様に大学の自主性が尊重されなければならないというところは当然のことでございます。その見地からこの法案におきましても放送大学の学長でございまして、あるいは教員の任命方法につきましても、学園の一般の職員とは区別をいたしまして、国立大学の教

員にかかわります教育公務員特例法の例にならない。また、大学の設置者でございまして特殊法人放送大学学園に對します国の関与と申しますか、国の関与のあり方につきましても、具体的にいたせば法人役員の任命権はこれは文部大臣が持つておられますけれども、たとえば監督長の命令権というふうなものも財務、会計にかかわる事項に限定するということにいたしております。

そういう意味で私どもはこの放送大学は確かに新しい形の大学であり、設置主体も特殊法人ということでも、従来のものとは全く異なるわけでございましてけれども、たとえば国立大学において大学の自治が制度、慣行ともに確立されているというふうな仕組みというものは、この放送大学においても確保されるというぐあいに私どもとしては考えております。

○本岡昭次君 いまのように説明されていきますが、しかし理事長とか理事とか監事、運営審議会委員、学長、副学長、各評議員、教員、それぞれこの選任方法をずっと一覽表にした資料をいただいておりますが、これを見る限りでは文部大臣であるいは理事長のところにこの人事権が集中をされているというところで、これは特殊法人とは言ひながら文部大臣直轄の一つの大学というふうな形態にこれはなっているわけで、私は大学の教員の経験はないし、具体的にいま国立大学でどのようにした人事権の問題が取り扱われているかというところを詳細に知っておりませんが、伝え聞くとところによると、学校教育法の五十九条の規定ですが、それに基づく教授会というもののあり方が、まず教員の側の大学の自治、ひいては学問の自由ということにかかわる問題として非常に重要であるということが社会的な常識となっているというふうに聞いておるわけです。しかし、法案の中にはこの教授会の規定というものが含まれて

いない。そこでずっとこの大学の基本計画に関する報告の五十年のところにさかのぼってみると、この中には「放送大学の基本計画に関する報告」、文部省大学局五十年十二月十七日付、ここには「授業計画と主要教務事務に関する最高審議機関としての教授会」という項目があります。しかし、ここに教授会という項目はあつたとしても、そこに書いてある職務の内容には、学校教育法の五十九条にある大学の重要な事項についての審議を行うというふうな一つの決議機能的な性格というふうなものの中には非常に薄められた形でしか出されていません。こういうことを考えてみると、やはりこの放送大学の中における自治というもの、のあり方について非常に疑問を持たざるを得ないと、こう考えるんですが、いかがですか。

○政府委員(宮地實一君) 具体的に放送大学における教授会のあり方と申しますか、それについてのお尋ねであらうかと思ひますが、私どももいたしましては、この放送大学については教員組織が非常に複雑になると。具体的に申しますと、これは全国各地に学習センターを設置するというところを計画しておるわけでございまして、学習センターにもそれぞれ専任の教授も置くわけでございまして、そういったものと、その教授会の運営については、もちろん教授会そのものは学校教育法上の規定でこの放送大学についても教授会は置かれるわけでございまして、ただ、具体的な教授会の運営のあり方といひますが、そういうふうなものはやはりこれは大学がみずから自主的に御判断になつて、どういう運営なりやり方をするかということについては大学の自主的な考え方にお任せせざるを得ない事柄でございまして。

そこで、問題はその教授会のはかに——教授会は学校教育法上当然あるわけでございしますが、この法案では評議会というものを置くことにいたしましたおるわけでございまして。評議会は、学長が評議会に諮問すべき事項ないしはこの法律の規定によりまして評議会の権限に属せられた事項についてはこの評議会が議論が行われるわけでござい

ます。人事に関する基準等につきましては、この評議会でお決めになるといふ仕組みにいたしております。もちろん、その評議会が審議をするといひましても、これは大学の教員組織にかかわる事項については評議会がその権限を持つていっているといひことは、大学人みずからが決めるといふ仕組みの基本においてはかわりがないわけでございまして、私どもとしては、そういう学長とか教員等の大学の研究、教育に携わる者の人事というものを当該大学の研究、教育に携わる者の間における自主的な決定にゆだねておるといふ仕組みをとつておりますので、基本的にその点で私は大学の自治というものは確保されていると、かように考えておるわけでございまして。

なお、文部大臣直轄の大学のごとき印象であるというお尋ねでございましたが、基本的に申し上げますと国立大学はすべて国の直轄の大学でございまして、学長の任命も文部大臣が行うわけでございまして、しかしながら、その学長の任命についてはもちろん大学の申し出に基づいて行つて行つてございまして、その点で学長の任命について国立大学の学長の任命は文部大臣が行いますが、大学の申し出に基づいて任命する。その申し出に基づいてというところは非常に拘束力が強いというぐあいに従来解釈をされているわけでございまして、この放送大学の学長の任命につきましては、評議会の議に基づきましますところによりまして理事長の申し出に基づいて任命をするという形にいたしております。もちろんそういう意味で評議会が大変強く、教学組織に関しましては、評議会が評議会自身を定めるところによりまして行つて行つて形が確保されているわけでございまして、私どもとしては特殊法人の放送大学のそういう教学組織における大学の自治の確保という点について、従来の国立大学の方式に準ずるような形を具体的にこの法律の規定で取り入れるという形で私どもはこの法案を御提案を申し上げておるといふわけでござい

○本岡昭次君　そうした個々についてはまた後ほど法案の条文に従って検討させていただくことにいたしまして、ずっと広くお尋ねをしていきます。

そこで、いまおっしゃいましたように、この放送大学は性格上学部と学習センターというんですか、そういう非常に広範囲にわたって教員が分布されている。いろんなところで教員が教育活動をしているんですが、資料によると総数三千七百六十四人、この数字は若干誤差があるかもしれないが、三千数百人という教員が教授、助教授、客員教員あるいはまたセンターの専任教員、非常勤とかかわっていて、その中でむしろ学習センターにという、地域にいる専任教員あるいは非常勤の講師等々の方が圧倒的に多いという状況下にあってこの教員自治にかかわる問題ですから、非常に慎重にやっていかなければ、このそれぞれの教員についての、あるいは教育そのものについての学問の自由というものが保障されていくことはきわめて困難になると思うんですが、こうした放送大学の学部と学習センターのそれぞれ教員はどんな関係になり、これが全体としてどのように組織をされていくんですか。大まかなところで結構ですから教えていただきたい。

○政府委員(宮地貫一君)　学習センターは、全体の構想としてはもちろん先ほど御説明申しましたように、各地に置かれるわけでございまして、お尋ねの点はそういう学習センターとこの本部と申しますか、本部との連携というようなものは具体的にどのように行われるのかというお尋ねのようについて伺ったわけでございます。具体的な授業の構成、放送で行う大学でございますので、具体的に放送を流すための教材の、何と申しますか、制作が事前にあるわけでございまして、それは本部の教官スタッフとそれから放送の専門のスタッフがそれぞれ、何と申しますか、コースチームというようなものを組みまして、具体的に検討をして番組の制作をするということになるわけでござい

す。それを受けて、各地で学習センターでスクリーニングをやるということになるわけでございまして、全体の教育課程の編成その他につきましては、もちろんそれぞれ、何と申しますか、専門の各種の委員会というものが構成されるということがもろろ予想されるわけでございまして、具体的なそういう各専門領域といえますか、あるいは学習指導についての具体的な学習センターと本部との連絡につきましても、もちろん個別に連絡のための専門委員会のようなものが置かれるということとは当然予想されるわけでございまして、具体的なその組織についてはこれから大学自体でその具体的な構想というものが固められるということになろうかと思ひます。法律上規定をいたしておりますのは、先ほど申しました評議会を設けておりまして、ほかにももちろん教授会も学校教育法上置かれるわけでございまして、重要事項の審議についてはその教授会が行うのは当然でございまして、ただ、教授会のあり方につきましても、具体的な教授会の持ち方というものの、これももちろんこの放送大学自体でこれから具体的な運営というものは大学みずから考へるになるわけでございまして、そのあり方として、たとえばこれは一つはちょっと国立大学の例になるわけでございまして、たとえば北海道教育大学というのはいくつかの大学でござい

ますが、分校が具体的には五つある。札幌、函館、岩見沢、旭川、釧路というように各分校があるわけでございまして、教授会ももちろん持たれるわけでございまして、具体的にさらさらにその運用のあり方としては代議員会というような形で運用をされているというのが、これは国立大学の一つの例でございまして、たとえば具体的にそういう形で、教授会の運営ということについても大学みずから具体的なあり方というもののについてはこれから御判断になるわけでございまして、また個々のたとえば教育内容については、それぞれ専門領域に依りて、また具体的なスクリーニングのあり方についての本部との連絡については、それぞれ専門のと申しますか、そういう委員会が個

別に組織をされることになりまして、それらで具体的な運用というものが行われていくということになるかと思ひます。しかしながら、これらはいずれももちろん大学みずからが、具体的に即しましてみずからが決めになる事柄でございまして、もちろんこの法律にそれらについての規定というものは一切ないわけでございまして。

○本岡昭次君　それでは、職員の数も同じように完成時ではこれは三千八百人近く職員が勤めるということになっているんですが、この職員の自治的な組織、あるいはまた最終的には四十五万人という学生がこの放送大学で学ぶ。キャンパスのない大学、そしてしかも孤立分散しているという状況の中で、私初めに言いましたように、本場に正規の大学として、教員そして職員あるいは学生、そうしたものが三者が一体となってその大学の運営に当たっていくと、それぞれの立場から非常にむずかしい状況にあると考へるんですが、職員は、これは当然労働組合等がつくられるでしょうから、それはまたそれなりの内容が出てくると思うんですが、学生が、これ放送大学の当局との間であるいは学生自身が持っている教育要求なり、あるいはまた、たとえば授業料の問題とか大学の管理運営の問題についていろいろな要求を持ったときに、一体どのようにして、これ学生の側からかかわっていくのかということ非常に疑問を持つんですが、そういう点はどのように考へておられますか。

○政府委員(宮地貫一君)　おっしゃるとおり、完成時には、現在基本構想で、基本計画に関する報告でも述べられておる数字で申しましたら、先ほど先生おっしゃったように大変非常に大きな数になるわけでございまして、もちろん中にはいわゆる何といえますか、科目履修生というところで、特定の一つの分野を勉強したいということで登録される学生も相当多いわけでございまして、いずれにしましても非常に大きな数になるわけでござい

本的にはこの大学は、先ほど御説明をいたしましたように、家庭婦人でございますとか、そういう国民の各層を対象とした大学ということとで、当然に学生の層というものは、従来の既存の大学で言われますような学生の層というようなものとは非常に異なった各層にわたる学生ということが想像されるわけでございまして。そこに学ぶ学生について、基本的にはもちろん学生の自主的な態度を規制していくということが必要でございまして、そのことは自治活動を含めて学生の自主的な活動というのが学生の人間形成に資する健全な活動である限りは、学園内においても十分尊重されることは必要であらうと思ひます。たとえば具体的な学習センターにおきましてスクリーニングのあり方でございますとか、そういう受けとめる学生側のいろいろな要望といえますか、そういうようなものもいろいろある具体的問題としては出てくることになるかと思ひます。それらについてはもちろんその学習センターにおきまして専任の教官が対応することになるわけでございまして、個別のその学習センターにおけるスクリーニングのあり方というようなことであれば、もちろんその学習センターにおいて、そこでスクリーニングを受ける学生の要望その他を具体的に受けとめる学生側との話し合いといえますか、そういうことは当然出てくるであらうと予想いたしております。それらについても、それは個別に通常大学において行われておりますようなものと同じような形でそういう場が持たれるであらうということも予想をされるわけでございまして。ただ、具体的にそれがどういう形になるかというものは、ちょっと私もい

その点は明確にお示しできないわけでございしますが、実際に学生の要望を受けとめて、大学がそれを具体的に学習者の方の要望を受けとめながら考へていくということは当然に考へられるわけでございまして、それは個別の具体的な事柄として処理がなされるであらうと思ひます。

なお、放送されますものの中身についてもいろいろそれは御意見というものは、これは登録され

ている学生のみならず視聴者一般からいろいろなとまた御意見も寄せられるというところは当然予想されるわけでございます。それらについても、もちろん学内においてそういうようなものを受けとめて検討する組織というものがまた学内に設けられるということも予想されます。

一般論として申し上げますと、法人全体の運営につきましては、運営審議会というものが設けられまして、これはもちろん学外者といいますが、法人の運営全体について部外者の意見を参考にするための組織として、これは法律上規定をいたして、運営審議会というものが置いているわけでございますが、さらに具体的な個々の放送内容等につきましても意見の受けとめと申しますか、そういうようなものについてもそれぞれ学内組織としての委員会が置かれて具体的な処理に当たるといふぐあいに考えられます。

○本岡昭次君 大学の自治にかかわることをずっと一通り私が疑問に思っていることを聞いてみたんですが、一般論のような形で将来案の期待ばかり聞かせていただいたんですが、実際はそれほど簡単なことではないと私は考えるんですが、この問題は。

そこで、最後に大臣にひとつ見解をお聞きしたいんですが、私はやはり自治放きの大学になることを非常に恐れているからいまのような質問をしたんですが、そこで「放送文化」一九七八年の五月号にこういう非常に傾聴すべき内容が報道されているんですが、これはエイザ・ブリグスという方と前田義徳元NHKの会長ですが、対談をされているんですね。そのことがちょうど放送大学と同じような形態ですと始められているイギリスの公開大学の中身にかかわって対談をされているんですね。

若干紹介してみますと、こういう中身です。文部大臣、ひとつよく聞いていただきたいんですが、前田さんが、「公開大学のように文部省から助成金が直接入ってくる場合、もし文部省の考え方によって何らかの規制を受けるようになる」とい

うようなことはありませんか。ブリグスという方は、「この点についてはイギリスの文部省はあまりこまかいことまで言わないで自由にさせてくれているんです。議会に学術審議会がありまして、文部省がこまかいことまでいちいち口を出すというところはありません。文部省の助成金はかなり自由に使うことができます。もし文部省がこの点について何らかの干渉をしていたら話はずいぶん違ってくると思いますね。」それから次のまた質問に前田さんがこうおっしゃっている。

「おっしゃる通りに、政治的変化によってこういう計画が左右されてはならないと思いますね。とにかく、学問の自由は絶対に確保しなければならぬ。もしそれが政治の力によって何らかの影響を受けるようなことになったら非常に危険なことになると思いますね。」ブリグスさんは、「そのとおりだと思いますね。イギリスではその点は強力な学術審議会がありますのでずいぶん役に立っていると思いますが、公開大学が政治に利用される危険性はいつでも大いにあると思いますし、また、それは何とんでも避けなければならぬことだと思えます。」そのために、「そういうことが起こらないように組織をつくることに十分配慮することが大切ですね。」こう、ここでは対談されているんですね。

そこで、一体イギリスの公開大学がそうしたことが起こらないように十分な配慮というのはどういう形でしているか、いま宮地大学局長おっしゃった案の観的な、いやそれは大学がやるでしょう、こういうことでしようといった期待感じゃないんです。はつきりその配慮がされてありますね。それは公開大学を認可するときの、ここの審議に「大学の構成員」という規定があって、そこには役員ばかりでなく、教授スタッフはもちろんのこと、大学生も卒業生も大学の構成員というふうにこれは明記されていて、学生も地域在住の教授スタッフも全国を十二に分けた地域会に属し、総会のメンバーを選出して、こうした手続を通して

「大学の意思決定に直接に影響を与えることができる」ということ、そして公開大学の最高機関である理事会にスタッフ一名を、またそれと並ぶ重要な機関の評議員会にはスタッフ二名、学生二名を総会で選出して送り込む、こういうふうな最高機関である理事会にもスタッフなりあるいは学生も総会へ送り出すというふうなことが決めている。

もちろんイギリスと日本という条件が違いますが、同じように論じるわけにはいかない。しかし、この放送大学の持っている性格上、私は先ほどずっと質問しました、やはりこのように分散し孤立している学生あるいは各地域に分散する教員あるいは職員、そうしたさまざまな人々の総意を大学にくみ上げてくるそうした民主的な運営というものについて、文字どおりイギリスはオープンユニバーシティですか、公開大学としていような中身を具体的にこの法案の中にきちっと盛り込んで、そうした危惧のないように、政治的な影響力が大学に及ばないように、あるいはまた放送大学の持っている特殊な立場というものがまさに国民の立場から、教育を受ける学生の立場から、その教育が権利として守られていくという保障がこのようにされてあるというふうに私は聞いているんですね。

そういう意味では放送大学の法案の持っている中身というのは非常にその点では弱点がある。大学にお任せするとか、いやそうはならないでしようとか、いやこうなってくるんではありませんかというふうに、将来の問題について明確なやりかたを、起り得る危機に対して、危険に對して歯どめをしていくというふうなことがないのがこの放送大学法案の弱点だ、私はこのように考えるんですが、この中身はまたこれからの質疑で突っ込んでさせていただきます、また文部省の方も私のいま言った資料もひとつ取り寄せていただいて、果たして私の言ったようなことになっているかどうかという点についても、また勉強させていただきます。ありがとうございます、とりあえずきょうは文部

大臣に、ひとつ私のいま言いました事柄についての見解を求めたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま大学局長からのお話を申し上げたように、イギリスのオープンユニバーシティという問題と日本の今回の放送大学のできてまいりました経過も違いますが、また英国がBBC放送を使っている公開大学をやっているというのとわれわれの方のこの正規の大学としての放送学園大学、この自治のあり方とあるいはまた役員構成、それからまたその組織の面においては、これからでございます大学といものが、さらに自主的にいろいろと整えていかなきゃならない今後の問題として相当の分野が残されているんだらうと思えますけれども、基本の問題につきましては、ただいま局長からお話を申し上げたとおりでございます。

なお、われわれも大学自治の問題につきましても、もちろんそれを確保していかなきゃならないというところは当然のことでございます。先生の御意見等も十分にわれわれといたしましては考えていかなきゃならない、かように考えております。

○本岡昭次君 私の申し上げているのは、大学の自治とか学問の自由を守るとかいうようなことは、やはり自治が守れるように、学問の自由が守れるように、たとえば運営委員会なりあるいはその理事会あるいは評議員会、さまざまなそうした組織、機関がある。そうすると、それぞれの機関にそれぞれが職員の、スタッフの代表が入るとか、学生の代表が入るとかといったような問題もやはり形式的にきちっと整えた上で、その学問の自由、大学の自治が守れますというふうなやりかたが至当ではないかというふうに私は申し上げているわけで、この点もまたこれから具体的な中身の法案の逐条審議のときにまた深めさせていただきます。ここで、次は大学の教育の質の確保の問題なんですが、やはり放送大学の持つておる弱点というのですか、それはキャンパスがなくて放送という

で、そういうことについて法案の中には何もありませんし、また基本計画の中にもほとんどそういうことが述べられていない、学生は当然来るものだというふうな形で出されているんですが、たとえば週休二日制あるいはそれが週休三日制、また長期有給教育休暇制度というふうなものをこの放送大学に入つた学生には適用するとか、あるいはまたそのほかの大学の通信教育を受ける勤労青年にもそうしたものを保障するとか、全体に働きながら学ぶ、学ばうとする意欲を持っている青年に対する教育の機会均等ということから、当然有給教育休暇制度というふうなものあるいは週休二日

からさらに三日というふうなそういう場所を制度的に保障していくということがなければ、これは幾らここで理想を述べても絵にかいたもちになつてしまふのではないかと、こう考える。イギリスの公開大学がある一定の成果をおさめているのも教育休暇制度というものがあつて、そして働きのながら学ぶという学生側の条件が整つてゐるということも一つの大きな力になつてゐると、こう見てゐるのですが、その点は全然触れられてゐない。いまの点についてこれは文部大臣にもお答えいだきたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) この放送学園大学というものがいわゆる社会教育の面と大学教育の面と二つの面を持っておりまして、この大学教育の面

においては本来に働きながら学ぶといったような、非常に向学の念に燃えた方々のために開かれたものでなければならぬ。そういうことから申しまして、働きながら聞くこうと思つてもなかなかできないというような面から申しまして、できるだけ放送の時間帯やその他の問題を調整をして、また再放送等の時間をたくさん用意して、そうして朝の時間がいい人、あるいはまた昼でなければ聞けない人、あるいは晩でなければ聞けない人といったような方々に対しても学習の放送の時間を用意すると、こういうふうな働きながら学ぶという方々、あるいはぜひそれを履修したいという方々に対してのあらゆる機会を用意しなげやならぬ、

こういうふうにわれわれは考えております。いまお話しのようなスクーリングの時間がなかなかとれないという方に対しても、今後先生の御意見その他の問題に關しまして十分配慮していかねばならぬ、こういうふうに努めてまいりたいと思っております。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま大臣からお答え申し上げたとおりでございます。特にスクーリングの点について補足して申し上げますと、具体的には学習センターというものを全国各地に設置をするというのを基本的に考えております。そしてまた学習センターでのスクーリングの時間の確保のために、学習センターとしては、たとえば日曜日というふうなものも開くというふうなことも具体的に検討いたしておるわけでございまして、おおむね週一回程度学習センターに出席してスクーリングを受けるというための具体的な方途につきましても、そういう日曜日の開設というふうなことも含めましてスクーリングになるだけ参加しやすいような条件なり整備をするというのを基本的に考慮いたしておるわけでございます。

○本岡昭次君 たとえば日曜日週一回程度という、幾ら向学心に燃えている青年でも日曜日を学習センターへ行って勉強して、また月曜日から働くなつて、そういうことが可能だと思いませんか。怒りますよ、そういうことを言う。やはり一方で放送大学というものがあつて、そしてスクーリングというものが現に重要な要素になるときに、そうした日曜日にやつて、日曜日を使えばいいじゃないかというふうな発想はやめていただきたいです。だからいま文部大臣がおっしゃったように、今後検討するとおっしゃった今後というのは先の問題じゃ困るんで、やはりこの放送大学が発足するという時点で合わせて、これはぜひとも他の国公立、私学の通信制の大学に通つてそのスクーリングの時間をとるのに本当に困つてい

る学生、またそのためにある企業をやめなければならぬという立場に追い込まれてい

る学生に對して将来に明るい希望を与えてやるとすれば、このことを通して、せめてそうした有給教育休暇制度というふうなものも実施することについて労働省等とも相談しながらやつていただかなければならぬ。放送大学が発足するときに、これはどうしてでも学生側の学習権を、教育権を本當に保障してやるという意味では制度化ということを出すべきだと、こう強く考えるんですが、再度文部大臣のひとつお考えをお願いします。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまお話がございましたように、この発足までの間にいま先生が御指摘のような問題についても、もつとさめの細かい配慮なりあるいはまた具体的な扱いなり、学園大学というものの今後の運営あるいはまた今後の設立して実際に動き出すまでの期間に、もつともつといろんなさめの細かい処置を考えなきゃならぬだろうと存じます。たとえて申すならば、ラジオ等を利用する場合のカセットを学習にどういうふうに出していくとか、あるいはまた今後の時間帯の調整だとかあるいはお話のようないろいろな考え方を十二分に勉強をしていかなきゃならぬ、かように考えております。

○本岡昭次君 私は執拗にこの部分だけやつてい

る最大のポイントであつて、そこでカセットでテレビを見たり、放送を聞いたりするようなために日曜日出ていくという事柄でないわけなんです。スクーリングの持つ意味は、だから日曜日に一回とかいうことじゃなくて、ある程度長期間——一週間とか二週間とか、やはり学生が共同生活を大学の先生とする、そうしたもののの中に含めながらやらないと、キャンパスのない大学の持つ弱点というものがやはり出てきて、放送大学の将来展望というものは学友側の学生の側から崩れてしまふんではないかと。私学でも、初めは希望を持って通信制の大学に入つたけれども、やはり働きたがら学友という条件の悪さの中から、入つたけれども卒業できない、スクーリングがあつても行けないということが現にある通信制の大学の中の最大の問題になつてい

ることは、これはもう大臣も御存じのとおりだと考えるんです。だから、それをどのようにして補つてやるんかという

ことを抜きにしてやれば、この大学はまさに片手落ちだ、どうぞどうぞ来なさいということにならな

る時点までひとつ検討する、必ず実現するために努力するとかいった問題についての明確なお答えをいただきたいと、このように私はお願ひしているんです。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま先生の仰せの問題は、いろいろこの放送学園大学をまとめる過程におきましてもありましたわけでございますが、なお関係各省庁との間の協議なりお話し合いを詰めていかなければならない問題でございまして、文部省単独ではなかなか決めかねる面も多いと思ひます。

○本岡昭次君 もちろんそのとおりです。放送大学をいま中心に進めてい

○本岡昭次君 それでは本場に本気になってひとつ前向きに検討して、ぜひとも学ぶ学生の側の条件をつくってやってください。

それでは次に進みます。

そこで、このことに関連して、この大学はそれでは高等教育機関なのか、それとも生涯教育機関なのか、この点についてひとつ明快に言ってい

ただきたいんですが、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) もちろんこの放送大学は、学校教育法の規定に基づきまして文部大臣の認可を受けて設置される正規の大学として構想いたしております。しかしながら、その対象といたしますところは高等学校の新卒者ということだけじゃなくて、広く社会人や家庭婦人等にも高等教育の機会を提供いたしておるわけでございます。さらにすでに高等教育を受けた者に対してもいわゆるリカレントエデュケーションといえますか、そういう機会にもなり得るというふうなものであるかと思ひます。そういうことも配慮して、具体的な授業科目等についてもそういうような事柄も配慮をいたしておるわけでございます。そういう意味においては、国民全体の生涯教育といひますか、生涯学習のために正規の大学教育を提供するというような形になるかと思ひます。

○本岡昭次君 生涯教育のために正規の大学教育を提供するとおっしゃいましたか、い。

○政府委員(宮地貫一君) まあそのように申し上げたわけでございますが、最初に申しましたように、正規の大学として大学教育の中身そのものを行うわけでございます。しかしながら、受けとめる側の国民の側からいたしますれば、広く社会人でございまして、あるいは家庭婦人等にも大学教育の機会を提供するということになるわけでございまして、もちろん正規の学生といひますか、あるいは科目履修生ということでも単位を取ろうとする者、そういう方々のために行われる大学教育そのものでございまして、しかしながら、そういう正規の学生でない一般の家庭婦人その他についても、もちろん学習意欲のある方々は学生としての

登録をしていただくこともこの放送を見ることによりまして、学習意欲を持ってもらえる方々に対してはそういう意味では教育の機会を提供していることになるわけでございます。

そういう意味で、先ほど申しましたのは、そういう生涯教育という観点と申しますか、生涯のその時点時点で学習をするというふうな、そういう学習意欲の高まりに対してはこたえるものになる。内容としてはもちろん先ほど申しました大学教育の中身そのものを提供しているわけでござい

ますが、学習する方々の方から見ればそういう機能も果たしておるということが言えるかと思ひ

○本岡昭次君 学ぶ立場の人たちからはそういう意味も含んでいるということ、この放送大学といひますのは生涯教育という観点の方にウェイトがやはり置かれていてと見なければならぬ。いんですか。「放送大学について」という冊子の中の「放送大学設立の目的」の「二」の「放送大学の教育」というところにそれぞれア、イ、ウ、また下にア、イ、ウ、エとあって、まあアが何れ一番だとは思ひませんが、やはり目的のところにはいとお

つしやるように「生涯教育機関として、広く社会人や家庭婦人に、大学教育の機会を提供すること」と、そして「二」の「放送大学の教育」の「ア」として、放送大学は「大学教育を行う正規の大学として設置する」と、こうあって、これは両立をさせようとしておられるんですが、これも果たして思惑どおりいかどうか私は非常に疑義を持つんです。まず、高等教育機関としてということの中で、やはり放送大学が宿命的にこれからぶつかっていき壁は学歴の問題だと、こう思ふんですね。まあ教養学部という一学部があつて必要単位を履修すれば学士号を与えられると、こういうことで、それはまさに卒業ということになるんでしょ

うが、しかしおっしゃる通りに、生涯教育機関の観点でまさに茶の間の学士号とか言われているんですが、自分の教養あるいは知識、そうしたものを高めていったという中で獲得できた名誉称号

たいなものであるならばそれは結構なんです。しかし正規の大学と言ひ以上、そこに与えられる学士号なりあるいはまた大学卒という資格が一体いまの学歴社会の中でどのような取り扱いを受けるのかということなんです。そういうようなことは、学歴社会の中におけるこの放送大学卒業者の持つておる大学卒という資格がどういう形で通用していくのか、また社会的に受け入れられていくのか。ここに書いてある「広く社会人や家庭婦人」が、私は放送大学の卒業生なんだ、学士号をもつておるんだと、そういうものはいいですわね、これは自己教育の問題として。しかしそのうでない立場で学ぶ学生の方がより多いし、また私は本来その方にウェイトをかけられるべきだと思ふんですが、そのときに学歴社会の中におけるこの放送大学の持つ位置づけ、そういったものをどうお考えになりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学は正規の大学であるというところは先ほど来御説明をしておるわけでございます。

そこで、いわゆる学歴社会と言われております社会の受けとめ方の中でこの放送大学の卒業生というふうなものがあるのかという評価になつておるのかというお尋ねの用に承つたわけでござい

います。それは、そこでどれだけの中身をその学生が身につけたか、いかに学び、いかに努力をしてきたかということによって、その能力に即して適正に評価されるべきものと考えます。ただ、いわゆる学歴社会と言われております今日の社会の全体の風潮と申しますか、それらが言うならば是正されていく一つのきっかけにこそ私も思ひます。はしなればならぬというぐあいに考えております。

○本岡昭次君 いや、是正されていくきっかけになると、すごく楽観的におっしゃっています。私は学歴——一つのピラミッドというんです。これは高等学校にも一つの学校格差というものが一流校、二流校という形であるし、大学にも現にこれは社会的常識になつておるうちに、東大を頂点として旧制の帝国大学という一つの、いわゆる一流というのがあり、それから私学の有名校があり、国立の一期校、二期校、そしてまた私学、さ

ままたまた大学の中に格差があつて、高校生がその高等学校段階における学力、あるいはまた共通一次試験によつてそれと分けて分けられてみん

正の問題は幾たびとなく論議されたと思うんですが、この放送大学を、まさにいまおっしゃったように提案して、これを社会の中に持ち出すときに、やはりあわせて放送大学が放送大学として国民の中に定着し、そしてみんなが受け入れ、そしてここに学ぶ者が、そうした学歴とかいったことにかかわりなくその大学教育を受けていくような場になるために学歴社会を積極的に打破していく方策というものが一方では講じていかなければ、この放送大学の持つべきその運命というんですか、私は非常に非難的にいまの学歴社会の中では考えるんです。恐らくつぶされ、埋もれてしまつて形だけ残るんじゃないかと。本当にこの放送大学を放送大学としてこれから発展させていくとすれば、学歴社会を是正していくという問題について、抽象的でなく、具体的な方策が高等学校の段階から講じられていくべきだと思うんですが、ひとつ文部大臣のお考えをお聞きたい。

○国務大臣(田中龍夫) 本岡先生のおっしゃる問題については非常に示唆を受けると同時に、また考えております理想の一端でございます。で、現在高校を卒業された方々だけが資格を持つていない、あるいはまた短大の場合も資格がない、そういう問題について、この放送大学の学位を取られるということは、単位を取られるというところは、これは確かに私は大きなそこには希望と意味があることだと思うのです。

それから同時に、そのことはくしくも先生がお茶の間の学士と言われましたけれども、そういうことにならないように、それからまた同時に国民全体の社会教育的な意味の教育レベルを上げるといふだけではなく、大学の学歴社会においてもこの放送大学の学習というものは、私はいま局長が申しましたように、やはりそこには新しい開けた道がきますように今後も努力を重ねてまいります。

○本岡昭次君 いまの問題はここでもう時間かけて論議する余裕がありませんから、また次の機会にいま少し突っ込んでみたいと思います。

そこで、私の結論は、やはり放送大学をつくるとすれば、何か生涯教育と高等教育機関と二またかけたような形ではなくて、やはり高等教育機関として存立するようにやっていくべきでないかと、放送を使った大学として、まさに正規の大学としてのあり方を中心的に求めていくことの方が意味があるんじゃないかと、こう結論として考えているんです。だから、生涯教育というものと高等教育というものが両立して一つの大学の中にやっていくのか。大学の学問研究の自由、研究という事柄にかかわって放送大学の教員、教授が専門的な自分のその分野の研究をやっていくというふうなことも非常にこの中に弱い——何か教えることだけ、教育するということがだけが前面に出ていくような中で、本当に個々の放送大学の教授が自分の専門とする学問の中心を追求していくというふうな研究の組織とか自由とかいうようなのが非常に弱いのも、やはり言つてみれば生涯教育と、お茶の間の主婦やあるいは高齢者の方々が余暇利用というふうなことを含めながらやっていく程度でいいんじゃないかというふうなものが入ってくるから、そこに非常に学問の探究というふうなものと私の間に私は矛盾がこの構想の中に来ているという気がしてならないのです。

そこで、生涯教育というふうなものはこのような巨大なシステムでもって将来北海道から沖縄まで全国画一的にやっていくというふうなことじゃなくって、ぼくはテレビに主婦やそれから高齢者の方が、さあいまから放送大学の何かあるんだと言つて、茶の間で一人一人が孤立した状態で勉強し、そしてテレビで学んでいくというそういう姿をずうっと、何十万か知らぬけれども、考えたときに、一面ぞうっとするんですよ。本当の生涯教育なんというものは、もつと地方自治体なり県なり市や町や、あるいは自治的な市民組織や、そういうものが、あるいはサークルが、自分たちの力で学びたいという者が集まって、そして自主的に、能動的に自分たちで学んでいくのが本當の意味での生涯教育であるべきだと、私はこう考える。

だから、私の出身地である兵庫県でも、老人大学というふうなものをつくって、老人に勉強の場を提供して積極的にやっていきます。大変な効果を上げています。また、市町でもそれに類するさまざまな形での社会教育的な大学講座というものを、それはテレビにくぎづけされるんじゃないやなくて、実際に即し、実体で即し、大ぜいの仲間と触れ合いながら、そこで生涯教育の実を上げていくんです。また民主団体もやっています。私も選挙に出るまでかかわっていた民主団体では、県民大学というものを組織して、私はその理事長をしてたんですが、母親が千五百円の会費を納めて六講座を勉強するんです。子育ての問題、母親の算数教室、あるいはお父さんお母さんの国語教室というふうなものを募集する。千五百円出してもう会員がいっぱい集まって、とにかく抽せんできばかなければ仕方ないほどやはり集まって来られます。しかし、そこに集まって来られるのは、いままでも全然知らない人たち、顔も見たことない人たちがそこに集まって、一つの共通の悩みについて勉強するときに、お互いの連帯感のようなもの、また学び合い、そして直接先生から話を聞く中身で、自分のいままでの悩みや苦しみとの一致点なりあるいは違う点などをまた後で討論し、後で文集をつくってみんなそれを確かめ合うとかいう、そういう中で生涯教育というものの具体的ななものは実が上がっていくんだと思うんですね。そういう手のかかった、一見生ぬるい、そういうことであつてもそれが本當の意味での生涯教育のあり方だ。

だから、言つてみれば、これは地方自治体なり、民間組織なり、サークルなりといったところに任しておいて、そういうところの自主的な能動的な教育が行われるような、そういうバックアップ体制をこそ文部省はとつていけばいい、結論としてぼくはこう考えるんだ。そして、この放送大学をもしやられるなら、いろいろ先ほど言つたような中身の検討を含めながら、やはり高等教育機関として存立し得るという方向に重点が注がれる

べきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫) 私は、先生の御意見とは異なる気持ちを持っております。というのは、そういうふうな、この放送なり何なりを使った教育で、そしてしかも、対象をしぼつた教育をしようと、こういう問題に対して、自治体といひますか、コミュニティといひますか、それがお取り組みになりますことはまことに結構なことだと思ふんです。しかし、そういうふうな放送を使い、あるいはまた一般教養を高めるといふことは、特殊の向学心を持った地域ではできませんけれども、全国規模における非常に広い面で、社会教育にしまして、あるいはまた実際の一般教養としての大学教育にいたしまして、これはやっぱり国のやるべきことであらうと思うんです。

そういう点で「二兎を追う者は一兎をも得ず」の結果じゃないかというふうな御意見でございますけれども、私はそれはそれでりっぱに意味があるのと、やはりこの際、通信教育というものの効果というものを、さらにこれを格づけて普及いたしますと同時に、他の大学との互換制も、単位の互換制をもつて、そして一般の国民教養というものを高めていく、同時にまた、生涯教育としての社会教育面も進めていく。こういうふうなものが一つのまたすがたになつて、そういういま先生がおっしゃつたような、さらに小さな自治体なりコミュニティにおいて、そういうところまでレベルが上がりやすくなつていくと、何はともあれ、近代社会におけるラジオ、テレビといったようなこういうものを教育に使っていくということとは、私は、大学教育にいたしましては社会教育にいたしまして、非常に一つの大きな理想に向かつて大きな一歩前進である、こういうふうな気持ちでこの問題と取り組まなきゃいかぬ、かように考えております。

○本岡昭次君 大臣のおっしゃることをそのとおりに実現しようとするならば、私にも注文があるんです。

を行ふ必要があるわけでございますが、しかしこれは大学みずからの手において行われるというわけでございます。そのことによつて大学における学問の自由の本質を損なうことにはならないと、かように考えております。

○柏原ヤス君 次に、教員の雇用形態についてですが、これについて任期制も採用されております。この任期制は、運用次第では教員の身分を不安定にする、また教育研究の面でも好ましくない影響も考えられます。そこで、教育研究の自由を保障する立場から運営をされなければならないのを確保する、この点どのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(宮地寅一君) 御指摘のとおり、教員の任期制というものを考えておるわけでございますが、基本的に申し上げますと放送大学というのは、言うなれば国民の多様な要求にこたえるために非常に幅広い学問分野にわたつて授業科目を開設すると、具体的には教養学部ということで考えておるわけでございますが、そういう非常に幅広い授業科目で開設をするし、また学問の発展に応じまして新しい内容を盛り込むということが望まれるわけでございます。そういう観点から、教員に任期制を設けてまして、数多くの教員が放送大学に参加することによつてそのことが一層進められると、かように考えております。放送を通じてして国民にすぐれた講義を開放するためには、特定の教員がいれば永続的に放送大学の教員の地位を占めるということになることは必ずしも適切ではないと考えておるわけでございます。その点は任期制をとることにによりましてそういう弊害が防がれるということにならうかと思うわけでございます。そして、こういう任期制をとり、こういう任期制の持つておりますいわばメリットといひますか、そういうところに着目をしまして、広く各方面の優秀な方々の御参加をいただくということと、それを円滑に実施するために任期制を採用しておるわけでございます。

ただ、御指摘のとおり、任期制をとることによ

りまして身分が不安定になるんではないかというお尋ねではないかと思うわけでございますが、この任期制というものがただいま申しましたようなところに着目しまして、そういうメリットを生かすために任期制を取り入れておるわけでございしますが、具体的にその制度が実際に円滑に機能するというのは、これは関係の各大学の関係者全体の御理解と協力が得られなければうまく円滑に実施が図れないということとはもとよりあるわけでございます。そういう点で、私どもといたしましては、そういう各関係の大学の関係者全体に十分な理解と御協力が得られるように努力もしていかなければならぬわけでございまして、単に任期制というものがこの放送大学だけの考え方であらうと実現はされないという点も御指摘のようにあるわけでございまして、そのためには関係者全体の御理解と協力が必要である、かように考えておりますし、私どももそういう御理解と協力が得られるように努力をしていかなければならぬ、かように考えております。

○柏原ヤス君 次に、通信教育との関係をお伺いいたしますが、これまでも放送大学が現在の大学の通信教育を圧迫するのではないかといった懸念はあったわけでございますが、こうした指摘に対して通信教育との関係をどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(宮地貫一君) 私立大学の通信教育との関係というのは、確かにこの放送大学というののは非常にわかりが深いわけございまして、放送大学の構想が今日まで検討されてきました途中の段階におきましては、私立大学の関係者、特に通信教育の関係者からは、戦後三十年間、大変苦しい中で実施をしまゐっております私大の通信教育に対してこの放送大学が相当影響を与えるのではないかとというようなことから、消極の見解が表明された時期もあったわけでございます。しかしながら、私どももいたしましては、その後この準備を進めるに際しまして、調査研究会等にも私大の通信教育協会からも御参加を願うということと

で具体的な構想を検討して、具体化を図っていき
ます際に、そういう私大通信教育の関係者の十分な
御理解を得られるように努力をしてきております
し、その点は私どもは、私大の通信教育関係者は
この放送大学の構想を進めていくことについて、
今日では十分御協力を得られるものと、かように
考えております。そしてまた、先ほど来御説明を
申し上げておりますようないろいろな放送大学学
園の組織の面で、たとえば運営審議会というよう
なものが考えられておるわけでございますが、そ
ういう構成メンバーを考える際に、私大の通信教
育の関係者にもそういう組織に入っていただきま
して、放送大学と私大の通信教育とがともに、共
存共栄と申しますか、相ともに充実していくよう
な方途を考えていくということが必要であると考
えております。

○柏原ヤス君 その点にかかり合いがあるんですが、この通信教育との協力関係、これが可能だということでございますが、放送大学が流す放送、これを通信教育でも使ってもよいということですね、これは。その点はどうですか。

○政府委員(宮地貞一君) その点は法案の規定で規定をいたしておる点でございまして、放送大学学園の放送については私大通信教育のための放送を放送大学学園がみずからの放送として実施をするというのを法案の第二十条第三項に目的達成業務の一つとして想定をいたしておるわけでございます。

○柏原ヤス君　そうであるならば、当然その放送の制作には参画することができる体制をつくっておかなければならないと思いますが、こうした体制はできているんでしょうか。

○政府委員(宮地寅一君) その際の具体的な実施方法等についてのお尋ねであらうかと思えますが、私大通信教育側の具体的な要請と申しますか、協力要請が出ました段階で検討される課題ではあるかと思いますが、もちろん学園がそのための準備を制作、放送に当たりまして、できる限り私大通信教育側の意向が具体的に反映されるような

形で行われるように配慮するのは当然であるわけ
でございます。しかしながら、これは具体的なそ
ういう協力要請がありましてからの問題でござい
ますが、その私大通信教育のための放送としまし
て放送大学学園みずからが行うということになっ
ておるわけでございまして、十分それは御協議を
いたしなから私大通信教育側の御要望が組み入れ
られる形でやることは当然のことでございますが
、具体的な協議をした上で、行います放送その
ものは放送大学学園が行う放送ということに相な
るわけでございます。

○柏原ヤス君 私がお聞きしたいのは、その放送の制作に参加する体制というものがつくれるのか、つくる方向なのか。

○政府委員(宮地寅一君) 具体的な番組制作の際に、もちろん十分協議が行われるような形で、番組制作そのものとしてはコースチームのようなものがつくられまして行われるわけでございまして、その企画に際しまして私大通信教育側の御意向を十分組み入れるような具体的な仕組みというものは、当然考えられることになろうかと思ひます。

○柏原ヤス君 次に、スクーリングについてお伺いいたしますが、先ほども非常に具体的に、しかもスクーリングが非常に大事だという立場での御意見がありました。が、私もそういう点では同感で、重ねて、ダブルようですけれども、お聞きしておきたいと思えます。

そこで、既存の通信教育では具体的にどのような形態でどれだけの期間このスクーリングが行われているか、これは大学によつては違うと思いますが、それを具体的にお聞きしたいと思います。またそうした差はあつても、平均的に標準的にどのようなっているかという点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) お尋ねは、既存の大学通信教育ではスクーリングがどういう形で行われているかというお尋ねのように承ったわけでございます。

大学通信教育では、卒業の所要単位の中に、三十単位以上を面接授業、いわゆるスクーリングで取得しなければならぬということになっておるわけでございまして、これは各大学が、具体的に学生がスクーリングを受けやすいように、たとえば次のような三種類の方法によりまして実施をされているようでございます。

一つは、夜間のスクーリングということで実施をしております。春または秋に十週間ないしは十五週間程度継続的に夜間に通学して授業を受けるというような形でございます。

第二番目としては、夏季ないし冬季のスクーリングということで、比較的休みのとりやすい夏季、七月中旬ないし八月下旬という間、あるいは冬季、十二月ないし二月ごろまでの間におきまして、四週間ないし六週間程度昼間に授業を受けるというような形でございます。

それから第三番目の形といたしまして、通年スクーリングと申しますが、四月上旬から翌年三月までの一年間を、一般の通学生と同様に通学して授業を受ける。つまり、四年間に一年間は通年スクーリングを実施するというような形もあるようにございます。

これらにつきましては、現在通信教育を実施しておりますのは私立大学では十二大学あるわけでございますが、それぞれの大学におきましてただいま申し上げましたような形を適宜組み合わせることに よりまして スターリングを実施しておりますが、中には、ほかに日曜日の スターリング等も行方というような形を取り入れているところもございます。

また、大学によりましては、地方において、つまり大学所在地のみでなく、地方におけるスクーリングを実施するということによりまして、地方の学生の参加しやすいような形も取り入れるというようないことが行われているようでございます。

○柏原ヤス君　そこで、今度できる放送大学では、こうしたスクーリングの形態、それから期間、こういうものをどういうふうにお考えになつていら

つしやるのか。

○政府委員(宮地貫一君) スタージングの問題、この放送大学の場合にはどのように考えているのかというお尋ねでございますが、卒業の所要単位三十単位として、このスタージングが現在の大学通信教育基準に従ってそういうことになっておるわけでございまして、ただこの放送大学の場合におきましては、そのうち十単位を放送視聴によりまして取ることを認めることとするように、ただいま基準の検討の段階ではそういう点も検討をされているわけでございまして。

そこで、この放送大学では面接授業への参加が自分で大変負担にならないようにいろいろ工夫をこらさなければならないわけでございまして、学習センターの設置を一応広く各地に置くということも考えております。

また、その学習センターの受講につきましても、夜間でもございましてかあるいは日曜等の受講も可能なように工夫をすることであろうと考えておるわけでございまして。

先ほど申し上げましたように、スタージングというものが、大学教育にとつては教員と学生とが接する機会というものがやはり非常に不可欠な要素でございまして、それがスタージングを受けやすいような工夫を具体的に講ずるということがこの放送大学を成功に導いていくための非常に重要な要素と私も考えておりました、その点について十分配慮をするつもりでございまして。

○柏原ヤス君 十分にとか細かくとか、いろいろ抽象的な御説明はあるんですけれども、まあ具体的にわかるのは、学習センターをつくるというよりなことは具体的にわかりますが、そういうものができて、このスタージングを受ける学生というのの一番この問題で苦労しているわけで、そのために通信教育で悩んでるようなことをやはり放送大学で同じように悩んでいくようではこれは効果が上がったとは言えないと思うんですね。そういうわけで、先ほど、どういう形態がどんな機関で行われているのかと、いままでの通信教育の例

をお聞きしたんですね。そういう点で、この放送大学でのそれじゃ一番の形をとるのか、二番の形でやるのか、三番の形でやるのか、そういう点、もうちょっと具体的に御説明がいただけないでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど私立大学の通信教育のスタージングの状況については、現在実施されておりますものは大体三通りの型がありまして、ほかにたとえば地方スタージングを実施しているようなものもあるということをお申し上げたわけでございまして。

この私立大学の通信教育におきましても、スタージングをいかに確保するかという点がまさに非常にポイントでございまして、スタージングを受けやすく考えるためにいろいろ配慮をしているわけでもございまして。これらの点を十分参考にいたしながら私も私としては、受講生のただけ便宜を考えるということでは、学習センターの設置については各地に設置をするというのが基本でございまして。そしてまた、その学習センターの開講の時間という点も、受講可能時間というものを考えるわけ、平日の昼間ということには限らないで、夜間でもございましてとか、あるいは土曜、日曜等にも開講するということを具体的に検討をいたしております。

要は、スタージングをなるべく受けやすく、そういう機会を、受講生の便宜を考えるという考えから、従来の私立大学の通信教育のスタージングで問題点となっておりましたことを踏まえまして、極力便宜を図るという考え方で学習センターの設置、開講時間等を考えているわけでございまして。

○柏原ヤス君 何か私が期待しているような具体的な御説明が全然ないと感じるわけで、これ以上やりとりを繰り返しても意味ない。結局このスタージングに対していままでの通信教育の例がずっとあるわけで、そこに問題点もはつきりしているわけで、それを少しでも前向きに直していくと、スタージングを受けやすくなるというふう

した研究というのか、そうした配慮は必ずやると、こう文部省としては言い切れるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 学習センターでのスタージングのあり方につきましては、具体的な組み合わせは先ほど来御説明をしておるような形で対応をしていきたいということをお申し上げておるわけでございまして。

なお、先ほどの、午前の御質問の際に、たとえば具体的にスタージングのために教育有給休暇というふうな制度について文部省としてどう取り組むのかというお尋ねがございまして、先ほど大臣からも、そういうような事柄についても前向きに検討をいたしたいという御答弁があったわけでございまして、そういう制度面での検討も私も私も考えております。

○柏原ヤス君 その御答弁がありましたので、それについても少し具体的に伺いたしたいわけなんです。具体的に教育有給休暇の制度化、こういうものが取り上げられていないわけなんです。それにしても考えなければならぬ考えなければならぬと言っているわけなんですけれども、じゃ、どういうふうにするのか。この学校がいつできるというふうな決まっていますわけでしょう。そういうことはもう決まっています。受講生というものは本気になって受講しようと思つて入学を申し出るわけなんです。その前に、たとえ働いている者でも、特に困難だと言われているスタージングはこういうふうな簡単に受けられるようになるんだというものが欲しいわけですね。それには教育有給休暇の制度化ということが具体的に挙げられている。これ一つでも実現させたら私はすばらしいことだと思つておる。放送大学が成功するばかりじゃなく、通信教育の中で苦しんでいる受講生たちもこのスタージングを気やすく受けられるようになるわけで、私、これはもっと文部省が本腰で取り組んでいただきたいということを切望してよく申し上げるんですが、私はぜひ大臣がこの問題を閣議の席で取り上げていただきたい。それに

は、労働省はもちろんのことですけれども、やはり閣議の席で取り上げるくらいにしなければだめだと思つておる。そして、労働基準法の改善、具体的には教育有給休暇の制度化ということをやつていただきたいんですね、この一、二年の間に。少なくとも開校の前にこれはやらなければならぬ。私は文部省の一つの責任だと思つておる。いかがでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) いろいろと細かい御注意をいただきましてありがとうございます。

なおまた、先ほどの御質問からいろいろとお話のございましたように、われわれといたしましては勤務する方々に対してはできるだけの教養と便宜をお与えしなければならぬ、かように考えておる次第でありまして、ただ、お話を、先ほど申し上げたとおり関係省庁もあることとございまして。文部省といたしましては前向きにこの問題を進めてまいりたい、かように存じております。

○柏原ヤス君 その程度の御答弁では満足しないわけなんです。言葉じりをちょっとつかまえるみたいで申しわけないんですけれども、そういう細かい御注意を、細かい問題かと私は思つておる。この問題は、大変な問題だと思つておる。この制度をつくるということ、しかも基準法を改正する、しかも通信教育の一番大きな障害になっているわけでしょう。あれだけ熱心に勉強しようと思つて通信教育を受けている学生たちが一割か二割しか卒業できないという、こういう現状というものを、細かい問題とか小さい問題なんかで、言葉だけで濁してないで、私は本気になつてやつていただきたいんですね。放送大学を本気になつてつくるんだつたら、放送大学の効果というものははつきりと、働きのがら勉強していく立場の者に本当にいい大学だと言われるような大学をつくらなければ意味ないと思つておる。私は細かい問題なんて言っているのんきな大臣にもう一回、本気にやるんだという、そういう決意を述べていただきたいんですよ。

○國務大臣(田中龍夫君) それは大変誤解でございまして、私がいま申し上げたのは、勤労青年に教育の機会をできるだけ出すという事は、これはもう重大な問題でございまして、きめの細かい御質問と、こう言ったんです。その点は細かい問題と、そうおとりになつていただければはなはだ心外でございまして、大変重大な問題でございまして、しかもきめの細かい御質問があつたと、かやうに存じます。

○柏原ヤス君 言葉のやりとりはもうこの辺でやめて、本当に教育休暇の制度化、こういうふうな、イギリスでは成功しているわけでしょう。学問が非常に盛んな日本でありながら、教育休暇の制度化くらいできないでどうするんだ、こういうふうに言いたいわけですね。ですから、言葉がどうだこうだじゃなくて、本当に大臣やる気があるんですか。

○國務大臣(田中龍夫君) 十分にやる気がございまして御安心ください。

○柏原ヤス君 私、この放送大学の問題と一緒に教育大学、最初教員大学という名前が出てきましたけれども、あの教育大学ができましたときには、この教育大学というのはいくつか大学だと、大変いいお話をさんざん聞かされた。それを期待するわけですけれども、そういう大学に入る学生に対しては職場の先生方がその対象になるわけなんですけれども、お給料はちゃんとあがりますよ、二年間は働かなくて勉強に専念しなさいと、もう確かに有利な条件である教育大学に行けるようにしたわけでしょう。それができたんだから、このスクーリングが最大の障害になつていふことがわかって切つていふんですから、私は先ほどお話ししていると、何でもか、それこそ細かいことをお話ししていただけないですか。カセットをつくるとか、時間帯を何とか考慮するとか、日曜日も行かれるようにしますと。日曜日というのは休む日ですよ。さんざん働いて、そうしてその上で勉強したいという者に、日曜日も休まずに勉強しろと。日曜日ぐらいはゆっくり休みなさいと言ふ

べきじゃないですか。それを、日曜日にも行かれるようにします、そんなことはやめてもらいたいと思ひますね。そんなのは私は細かい配慮じゃない、冷たい配慮だと、こう言わざるを得ない。そういう点で、私は取り組みに対して、本当に働きながら大学教育を受けたい、やりたいという者が喜んでやれるような、こうした体制というものが、必要だと思ひます。どんなに学校の内容がよくても、どんなに講義が行われていても、やっぱり卒業できないれば私は意味ないと思ひます。そういう点で、大臣が教育休暇の制度化は本気になつてやるとおっしゃつたんですから、それじゃ具体的にどういう省に向かつて取り組みますか、大臣は。

○政府委員(宮地貫一君) 教育有給休暇制度という事柄になりますと全般的な問題でございまして、労働省がその事柄を所管をいたしておるわけでございます。したがつて、ただいま文部大臣が御答弁申し上げましたような線に沿ひまして、私もどうしても労働省を初め関係省庁にその問題について積極的な姿勢で対応いたしたい、かやうに考えております。

なお、先ほどちよつと、いわゆる兵庫と上越にできました教育大学の場合の現職教員の研修といふ事です、研修のための大学を基本に置きました兵庫の教育大学の場合のケースについてお尋ねがありました、現職教員につきましてもは研修出張といふことで取り扱つておりますので、先生御指摘のやうに、その点は十分配慮をした扱ひがなされていふわけでございます。しかしながら、いまお話しした点は、企業全体に通ずる問題でございまして、それぞれの企業がその問題にどう取り組むかといふ問題にならうかと思ひます。もちろん個々の企業におきましては、あるいは教育的な見地から大学院に入らせるといふやうな際に、お話しのような形で取り組んでいられるものもあるかと思ひますが、企業全体にわたる問題でございまして、またもう一つはILOの教育有給休暇に関する条約の問題で、問題点としては幾つかその中に

ございまして、問題点の一つとしては、たとへば労働組合休暇というやうな点も問題点の一つに上がつていふわけでございます。そういう大変企業全般にわたる問題で、かつ問題点も、休暇の問題につきましてもいま申しましたやうな点で非常に幅広い問題点があるわけでございます。基本的には労働省が取り組んでおる問題でございまして、私も、私も教育の観点からは、教育がなるだけ広く国民に受け入れられやすいやうなことを考えていく、それを積極的に進めようという事は御指摘のとおり必要なことだと思ひますので、先ほど大臣が御答弁申し上げましたやうな趣旨で対応していきたいと、かやうに考えております。

○柏原ヤス君 このスクーリングのことについてもう一点お聞きしたいのは、テキストによつて自宅学習する、それから放送の視聴による、それからもう一つこのスクーリングというこの三つですね。これが三分の一、三分の一、三分の一で想定していふというお話で、何だかさっぱりわからないうわけなんです、その三分の一、三分の一、三分の一はわかりませんけれども、その三分の一の身がわからないんです。もう少しこの三分の一、特に、テキストの三分の一、放送の三分の一は結構ですから、スクーリングを三分の一想定していふと、それじゃ三つコースがあるわけでしょう。その各コースの中でスクーリングの問題はこういうふうな考へていふと、単位はこれだけ、そして時間はこれだけというやうな、それは非常にそれこそきめの細かい内容なんですけれども、それをやっぱりお示ししていただかないとわからないうわけなんです。それは大学ができた暁のことだなんて言われちゃえばそれつきりなんですけれども、三分の一といふことをお話ししていらるんですから、もう少し三分の一の中身を、なるほどという三分の一の御説明をいただければと思ひますけれども。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的な開設予定の授業科目一覧というのには「放送大学について」という資料の中にも掲げてあるわけでございますが、

具体的などの科目でどういうスクーリングをやるのかという事は、先生御指摘のとおり、これは大学自体が実際にカリキュラムを組んでやります際の課題でございまして、ただいまとええほどの専門科目についてどういう組み合わせをするかにならうかといふところまでちよつと御説明は私どもとしてはいまの段階ではないわけでございます。ただ、一般的な考へ方では申し上げますと、科目の中では、たとえば演習を必要とする科目といふものも出てくるわけでございます。演習を要するもの等については当然に学習センターでスクーリングが必要になつてくるであらう。また、実習を要する科目の中にはあるわけでございます。それらについても実習科目についてはやはり学習センターでのスクーリングということが当然に必要になつてくるであらうといふことは言えるわけでございます。

そこで、具体的な三分の一ずつといふことで申し上げておるわけでございますが、四年間で卒業するといふ前提での総学習時間といふ事です、そういう関係で御説明を申し上げるといふと、一科目につきまして一回四十五分の番組を毎週二回、十五週にわたつて延べ三十回、時間数にいたしまして二十二時間半を視聴するといふことになるわけでございます。また、あわせて同時間程度教科書による学習を行うことになりまして四単位を取得するといふことで構成をされるわけでございますが、四年間で卒業するといふいたしました場合には、毎学期放送の視聴と教科書の学習によつて八ないし十単位の取得が必要になるわけでございます。毎週四十五分番組を四、五回視聴する必要があるといふことになり、毎日にいたしますれば四十五分番組を一回程度視聴するといふことになるわけでございます。そして、この放送によります授業のほか、教科書による自学自習、それからいまの学習センターにおける実習、演習といふやうなものを組み合わせてやるわけでございます。大体学習センターへ出席をする、スクーリングに参加する必要度といふのは毎週一回程度必

要になるということになるかと思ひます。そして四年間で卒業するとすればいま申しました程度の学習が必要になるというわけでございます。

○柏原ヤス君 次に、この放送大学ではスクーリング等の学生指導に当たられる非常勤の教員、これを地元国公立大学の協力を得て確保すると、こういうふうになっておりますが、やはりこのスクーリングを成功させるにはこうした協力がなければ充実にたつてはならないと思ひますね。そこで、すべての各大学で教育、研究に当たっている教員にとつて、この放送大学への協力というのは少なからぬ負担増と、こういうふうにかつていふと思ひます。また文部省もそうお考えになつておられると思ひます。したがつて、文部省はこれに對してどのような大学に、またどういふ予算措置を講じて協力を求めようとしていらっしゃるのか。その点のお考えはここでお聞かせいただけますでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) 御指摘のとおり、学習センターにおきますスクーリングについては具体的にもちろん専任の教員も置かれるわけでございますけれども、スクーリングの実施に当たつてはそれぞれ地元の国公立大学の関係者の協力を得ることが必要でございます。具体的にはそのためにはもちろん非常勤の講師として加つていただくこととすれば、当然非常勤の講師の謝金というふうなことも当然これは予算に計上する必要があるわけでございます。これらの予算面につきましても、具体的に非常勤の数がどの程度になるかというふうなことももちろん想定をいたしまして予算計上をする必要があるかと思ひます。そのほか、まずはそのために、先生御指摘のように、それぞれ国公立大学の教員にいたしましてそれぞれ本務があるわけでございますが、本務の上にさらにこういう放送大学の学習センターにおけるスクーリングということをお願いをするわけでございます。その点については、私どもとしては、先ほど来申し上げておりますような国公立大学の関係者に積極的にそういう点での御協力

をお願いをし、また予算措置としても必要な非常勤講師の手当等を計上するのはもとよりでございます。

○柏原ヤス君 次に、この放送大学は、現在の大学設置基準また通信教育の基準、こういうものを満たす方向で設立されるものか、それとも放送大学の創設に際しては、いままであるこの基準を改めるつもりか。この点どういふふうにお考えなのか。

○政府委員(宮地實一君) 現在の大学通信教育の基準についてのお尋ねでございますが、大学設置基準に準拠いたしまして大学基準協会が定めた大学通信教育基準があるわけでございます。この法律の附則で学校教育法の一部改正が行われて放送大学を含めまして通信教育のみを行う学部設置が可能となりまして、放送大学を含みます大学通信教育全体の基準のあり方については、大学設置審議会の大学基準分科会に特別委員会を設けて御審議を願つなければならぬということで、すでに具体的に御検討をお願いをいたしておるわけでございます。現在までの審議におきましてはおおむね共通の了解に達しております。これは、学部の組織編制でございます。また教育課程、卒業要件等基本的なあり方については大学設置基準に準拠するということをまず考えております。

それから教育方法、単位の計算方法等につきましては、通信教育に即した基準を定めるといふことで考えております。わけでございますが、先ほどもちよつと申し上げたわけでございますが、たとえばスクーリング——面接授業につきましても、現在通信教育により大学を卒業するためには三十単位以上が面接授業で必要であるといふことになつておりますが、放送授業をあわせ行ふ場合については面接授業により修得すべき単位のうち十単位までは放送授業によつて修得することが可能であるといふようなことを具体的に検討していただいているというところでございます。

○柏原ヤス君 これをお聞きしましたのは、せっかくできた大学でも教育内容が低いなどということ

のないように心配してお聞きしたわけでございます。

次に、通信教育はやはり資格に結びつく分野が多い。そういう点、学生がたとえ苦しくても脱落しないでがんばるというものであると思ひます。放送大学に予定されているこのコース、これを見ますと家庭の主婦などが中心になるんじゃないかというふうな心配もございします。そういう点で、どのような受講者を予想し、またどの程度の人数が受講すると文部省は考えていらっしゃるのか。これは「放送大学について」というこの刷り物を見ますと、人数などは出ております。それをお聞きしてはいるんじゃないかと、予想ですね、本當にここに示されているような受講者が果たして集まるのかどうか、それが疑問なのでお聞きするわけなんです。

○政府委員(宮地實一君) 実は放送大学に對します教育需要の予測調査というのを昭和五十年でございしますが、実施をいたしました。放送大学の学習希望者等の予測を行つたわけでございます。これは全国から十八歳以上の者、五千人を抽出いたしまして行つたわけでございます。そのときの調査によりますと、全体の回答者の四五・五％の者が放送大学を利用して勉強したいというぐあいに言つておるわけでございます。そしてまた放送大学に入学して単位や大学の資格を得たいという者がそのうちの約三分の一、一四・三％という数字になつております。さらに放送番組の連続視聴でございしますと、あるいはテキスト等の自宅学習、面接授業等のための学習センターへの出席が可能な者は全体の回答者の七・二％というふうな数字になつております。これらの数字を踏まえまして、先ほどの基本計画の中では全国の最大規模の数字として学生数が四十五万三千、その場合の入学者が二十三万三千という試算をいたしておるわけでございます。そのときの具体的な、たとえば年齢別で申しますと、三十歳代から四十歳代の者が五二％という数字になつておりますし、また学歴別では高校卒の者が五六％というふうな数

字に上がつております。ほかに職業別では、たとえば比較的多い層が主婦の層で二八％、事務職が二五％というふうな数字が上がつておまして、そういう年齢別、学歴別、職業別の数字を見ましても、そのときの調査によりますれば非常に希望者としては幅広い希望が考えられるという数字になつております。

○柏原ヤス君 第一期計画では放送の対象地域は「東京タワー」から、テレビ・ラジオの電波の到達する範囲」ということになつておりますが、この放送大学が全国にカバーされるのはいつごろか、将来の計画があらわにしたらお示しいただきたいと思ひます。特に、こうした放送大学を利用する学生というのは、余り便利などところではない、不便なところにくさるんじゃないかと、こゝう思ひますので、やはり全国カバーということを一日も早く実現させたいと、こゝういふ期待でそのなるのはいつごろなのかということをお聞きしてあるわけでございます。

○政府委員(宮地實一君) この放送大学の構想自体がわが国としては最初の試みでございますし、また全体計画としては非常に大きなプロジェクトでございまして、段階的にかつ慎重にこれを進めていく必要があると、かように考えております。したがつて、御提案申し上げております第一期の計画というのは、東京タワーから電波の届く範囲内ということでは、東京タワーから電波の届く範囲内につきましては、一つは放送衛星の実用化の動向でございしますと、あるいはこの関東地域で実施をいたしました状況等を、実際に進めた様子を見た上で、さらに全国に広げていく際の問題点の検討を進めなければならぬわけでございます。

お話をとおして、教育の機会均等という観点からすれば、全国へカバーする時期をなるべく早くということは、御趣意は十分踏まえて、私どもも対応するつもりでございますが、先ほど御説明しました十八歳人口の全体の流れというふうなものも踏まえまして、昭和六十一年度までが私ども現在高等教育の計画的整備の後期の計画の期間とい

うことにしておりますが、それから後おおよそ十年ぐらいに、先ほど申しました高等教育へ進学する十八歳人口が二百万にまで達する時期がずうつと来るわけでございます。昭和六十一年から後の十年間程度の期間の中には、この放送大学というものを全国的にカバーする時期として考えたいと、かように考えております。

○柏原ヤス君 現在のところは学部は教養学部だけですが、将来学部あるいはコース、こういうものの拡充ということについてはお考えがありますか。

○政府委員(宮地貫一君) 現在まで従来の検討結果に基づきまして、学部としては教育学部ということに構想を立てているわけでございます。

ただ、この放送大学に割り当てられます電波のチャンネルに限度があるというようなことの制約等もございます。具体的にどう考えていくかという点については、ただいまここで明確に御説明を申し上げるのはやや困難でございますが、将来この放送大学そのものが定着をいたしまして、そしてまた国民全体からの要望と申しますか、社会全体の要請というふうなものがどういう方向にあるかという点につきましてはまたその時点において十分調査等も行いまして、社会全体の要請にこたえるような形というものを将来においては考える必要はあらうかと思ひます。

○柏原ヤス君 最後に、放送大学ができるからという理由で夜間大学や通信制の大学の拡充がいかにげんにされてはならないと、そういう点夜間大学や通信制大学の拡充策というものもやはり並行して考えるべきだと、こう思ひますが、この拡充策というものがあつてよろしいか。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん先ほど来御説明をしておりますように、従来の夜間学部でございますとかあるいは私立の通信教育とこの放送大学とがともに言うならば共存共栄というところで、ともに充実発展していくように考えていかなければならないことは当然でございます。

たとえば、具体的な点で申し上げますと、国立

大学の場合等につきましても、たとえば学部の開設に当たりまして、昼夜開講制というふうなことで、勤労学生に対します大学進学のための受けやすい形というふうなものを順次拡充もしてきておるわけでございまして、それらの点は今後ともなお十分意を用いてまいりたいと、かように考えております。

○下田京子君 放送大学学則法を審議するに当たりまして、まず労働者はもちろん主婦も含めて多くの国民が大学水準の知識やあるいは教養を求めている。それからまた、テレビやそのほかの放送手段を高等教育にどう生かしていくかと、あるいはまた大学教育を国民にどのように開放していくか、こういったことは非常に重要な問題であります。

ただ問題は、そうしたことにこの法案、いわゆる学則が設置する放送大学が大学としてのそういう目的と機能を果たし得るかどうかという疑問がいろいろな角度から論議されているわけなんです。そこで、私は第一にお尋ねしたい点なんですけれども、この放送大学はいわゆる法律の中にあっては放送大学学則の目的は書いてありますけれども、放送大学学則が設置する大学の目的が明確でないわけなんですけれども、これはいわゆる学校教育法に基づく第五十二條のその大学として読み取つてよろしいんでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のとおりでございます。

○下田京子君 この学校教育法の第五十二條というものはどういふ経緯で制定されたものでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 学校教育法の第五十二條は、考へ方といたしましては旧大学令を受け継ぎまして、戦後の教育制度、これは法律に基づく行政という点に基本的に切り変わった。そのときに、学校教育法という形でまとめられたものと理解をいたしております。

条文の点は、先生御案内のとおり、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、

深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び應用的能力を開闢せしめることを目的とする。」というのが大学の目的でございまして、放送大学につきましてもこの学校教育法上の大学でございまして、この大学の目的というものはこの放送大学についても当てはまるものと、かように考えております。

○下田京子君 私は第五十二條をどう書いていたかなんて聞いていたんじやないです。いま局長がお述べになりましたそういう条文が制定される背景というものは何かというのを聞いていたわけなんです。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほどちょっと御説明を申し上げましたように、学校教育法というものは、これは昭和二十二年に制定された法律でございまして、従来教育制度全体につきましては、いわゆる勅令によりまして教育制度というものが小学校令以下規定があつたわけでございますが、戦後の行政全体についての基本的な原理原則と申しますか、法律に基づく行政ということが基本原則として確立をされてきて、教育制度につきましても従来勅令で制度的な保障がなされておりましたものをこの学校教育法で全体をまとめて法律として規定をすることになったものと理解をいたしております。その中で、この大学につきましては、ただいま申し上げました条文にございまして、大学の目的を第五十二條で規定をしていこうと、かように考えております。

○下田京子君 それじゃ、「學術の中心として」と、こういうふうな言われておりますが、これはどういう意味を持つものでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 学校教育法に規定をいたしております幼稚園から大学までの教育の機関があるわけでございますが、その中で大学は最も一応学校教育法の制度といたしましては最高のといひます。高等教育を実施するものでございまして、したがって、學術、研究につきましても一番基礎的なものとしてはこの大学がその使命を果たすということになると思ひます。そのこ

とを受けましてこの第五十二條の規定では「學術の中心として」という規定を置いたものと考えております。

○下田京子君 局長、この学校教育法の第五十二條の持つ意味を非常に何といひますか、軽く一般的にあれこれで解釈されているようなんですが、私がこれを聞く意味はどこにあるかと言ひますと、法律が制定される経過の中でこういうことが位置づけられているんですね。この第五十二條というのは二つあると、一つは大学の教育目的を規定しているものである。もう一つは大学の性格をも規定しているんだと。そして、大学の教育目的は何かと言つたら広く學術を中心とするというふうなこと、一つは知識を授けるといふことを入れているわけなんです。

それから、性格の話では、いわゆる學術を中心とした教育機関であるけれども、同時にそれは「深く専門の學芸を教授研究することである。この学校教育法の第五十二條というものは、そういういわゆる大学の教育目的と大学の性格と、この二つをきちんと位置づけたものであつて、その旧法が、旧制大学令がどういうふうではない。いまそのものが、現行法の中の第五十二條のこの法文の中心は何を言っているのかと、こう私は聞いていたわけなんです。そういうところをこのいわゆる學則が設置する放送大学にも適用するといふ点で間違いないのかどうか、もう一度お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 学校教育法第五十二條の規定は、これは大学全般に通ずる大学の目的というものを規定したものと考へておるわけでございします。したがつて、私も構想いたしております放送大学というものは、もちろん学校教育法上の正規の大学というところで位置づけをしておるわけでございまして、そういう意味ではこの第五十二條の規定はこの放送大学についてももちろん適用があるものと、かように考えております。

○下田京子君 局長、適用があるものとか、それからそれを受けるものととかという点で、答弁が厳密に言うところとはつきりしないように受け取れる感じの内容でもあるんですが、逆に、それじゃどうしてその大学の目的というのがこの法文の中には明記されなかったんでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) その点は従来からも御説明をしている点でございますけれども、この放送大学学園法案というのは特殊法人としての放送大学学園を設置するための法案ということで御提案を申し上げておるわけでございます。そしてこの特殊法人の放送大学学園は、放送局と大学とをあわせ持つものというのが組み立ての基本であるわけでございます。そして放送大学そのもの、大学そのものにつきましては、これはこの特殊法人の放送大学学園が文部大臣に大学の設置認可申請をいたしまして、審査の上認可をされればいよいよ放送大学というものが設置されることになるわけでございます。

その大学の設置について、文部大臣に認可申請をして認可になって大学というものがつくられるという、そういう仕組みであるという点におきましては、言うなれば学校法人が私立大学を設置するというような仕組みと同じわけでございます。したがって、この御提案申し上げております放送大学学園法案の目的といたしましては、その第一条に書きましたように、ただいま私が御説明申し上げましたような中身を目的として掲げてあるわけでございまして、大学の目的そのものをこの法律に規定してはいないというの、大学の目的そのものについてはこれは一般論として、学校教育法で大学の目的というものは、これは国公立大学を通じて大学全般の目的というものは学校教育法で規定をされておるとか、かように理解をいたしております。

○下田京子君 しかし、そういうふうな位置づけと観点がこの法案上は出てこないですね。いまの御説明聞いていますと、この法案によって放送等に

よる教育を行う大学を設置するんだと、同時にその大学は教育に必要な放送を行うんだと、こうなっているわけなんです。でも、そのやられる大学というものの目的は何なのか、位置づけは何なのかということがどこにも明らかにされていないでしよう。それはそうすると、どこか新たにまた――まず、この法案が通っちゃってから大学がいよいよ動き出すよというときに、また別なものを考えるんですか、そういうことじゃないでしよう。

○政府委員(宮地實一君) そういうことではございません。先生御指摘のとおり、これは学校教育法に大学の目的というものは掲げられておるわけでございまして、これは国公立を通じましてその大学の目的というものは全く同じなわけでございまして、たとえば国立学校設置法によりまして国立大学を設置いたしておりますけれども、国立学校設置法には大学の目的というものは書いていないのと事柄としては同様の仕組みになっておるのかと、かように考えております。

○下田京子君 いや、言っていることがわからなくはないんですが、つまりその設置される大学の目的というものが、位置づけというものがこの法案にきちんと出てこないよと、きちんとさせるべきじゃないでしようかと、こう言っているんです。それで、なぜならば、たとえば私立学校法の場合ですと、きちんと第二条の中に、これは「学校教育法第一条に規定する」ものですよということと位置づけが出てますでしよう。そうすると、学校教育法の第一条を受けて、ああその大学だから、大学の場合は同じ学校教育法の五十二条の適用になりますねというふうなことで、置かれていその大学の性格、目的というものが明確になっているわけなんです。私はその学園の目的だけがここに明らかに出ていて、大事な教育の中身、いわゆるその教育の目的、教育の性格を規定するものがどこで何らの形にも出てないんじゃないかと。きちんとして、特にその学校教育法五十二条の関係を明記すべきではないかと、こういうふう

に言っているわけなんです。

○政府委員(宮地實一君) 先ほど来御説明を申し上げておりますことの繰返しになるわけでございますけれども、この放送大学学園の設置します「放送等により教育を行う大学」というのは、学校教育法上の「大学」ということで申し上げておるわけでございまして、その「大学」の目的そのものは、これは学校教育法が規定をしているという仕組になっておるわけでございまして。

なお、先生御指摘の私立学校法上の規定というのは、第二条では、「学校」とは、「という学校の定義規定が書かれておるというやうに理解をいたしておるわけでございまして。

それから、この放送大学学園法案の附則で学校教育法の一部改正をいたしておるわけでございまして、学校教育法の一部改正をいたしまして学校教育法の第二条に一項を付け加えておりました。「第一項の規定にかかわらず、」つまりこれは学校教育法第二項第一項でございまして、学校教育法第二項第一項というのは、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができ」という規定があるわけでございまして。そこで、今回の特殊法人でございまして放送大学学園が大学を設置し得ることの根拠規定といたしまして、この第二条に一項を加えまして、「第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができ」という規定を、学校教育法の改正を、この法律の附則で改正をいたしておるわけでござい

す。したがって、学校教育法との結びつきといたしますか、その点は私も私としてはこの学校教育法の一部改正の附則の規定で十分私どもとしてはつながっているものと、かように考えております。

○下田京子君 まあ法律的にはきちんとながっているといういま御説明だったかと思うんですが、私の主張としては、もう少し明確に、学園の目的は明らかにしているけれども、その学園が設置する放送大学の目的が果たしてその学校教育法

の五十二条のそういう精神をきちんと押さえている、いわゆる大学たり得る性格と、そしてその目的がどうなのかという点を心配しているわけで、それは明記しておいた方がいいんじゃないか、こういう立場から私は質問しているわけですね。

最後に、これは私の主張のみに終わると思うんですけれども、なぜかと言いますと、いま議論になっている放送大学が本当に大学たるそういう目的と性格を十分にこう包括できる、そういう内容になっておるんだらうかといういろいろな疑問が各方面から出ておる、だからこゝろを私は質問しているわけです。特に学校教育法の第五十二条の規定が決められるその背景というのには、言うまでもないことですが、憲法の二十三条の学園の自由というものを受けて、さらには教育基本法の中で教育を受ける権利というものは二十六条にあると思うんですけれども、そういうものを受けて出てきたんだと、非常に意味が深い、そして大事なことを規定しているんだと、そういうことを私は御認識いただいて、大学の設置、運営というものをしっかりと明確にこの位置づけで行うことが必要じゃないか。

「委員長退席 理事大友友治君着席」
法律に明記されてない云々のことはさておいて、そういう精神に基づいて、じゃ、この放送大学を運営されていくかという点で、大臣の御決意は何かですか。

○国務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

学校教育法上の大学でございまして、もちろんその根本の趣旨に沿って今後の学園につきましても運営をいたさなければならぬ、かように考えております。

○下田京子君 それじゃ、ちょっと具体的なことに入ってお伺いしたいと思うんですけれども、学園が設置する大学は教養学部だけでございまして、ところで、文部省が過去三回調査を行っていると思うんですけれども、その過去三回の調査の中で、特に昭和四十五年十二月十日、二回目の調

査、その調査結果で放送大学を利用して勉強してみたいという答えの中で、放送大学のどの分野で勉強したいというふうに答えられているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○政府委員(宮地貫一君) 昭和四十五年に実施いたしましたのは、放送大学に関する世論調査ということで行ったものであろうかと思えます。この四十五年七月の調査におきましては……

○下田京子君 十二月十日の調査です。二回目の調査です。

○政府委員(宮地貫一君) 失礼しました。四十五年の十二月の二回目の調査ということのお尋ねでございますが、その十二月の調査におきましては、対象者を全国の十六歳以上の者から一人人抽出することによりまして、放送大学における、より具体的な履修条件等を示しまして、また高校、大学等に在学する者につきましては、別に質問事項を設定して調査員による面接調査を実施したということになっております。そしてその実際の学習希望の分野というのにつきましては、非常に各方面にまたがっているわけでございまして、私どもとしては、先ほども御説明したわけでございまして、放送大学のための電波の利用というものが、波が一つに限られているというように一つの制約も片方あるわけでございまして、全体の希望を受けまして幅広く、結果といたしましては、私どもとしては、御提案申し上げておりますような教養学部とすることで、幅広い学習の希望というものを言うならば公約的に受けとめる学部としては、この御提案申し上げておりますような教養学部というものがふさわしいということで、教養学部ということで考えてきたというのが経緯でございます。

○下田京子君 ちゃんと私の質問に答えてないでしよう、局長。二回目の調査で、(資料を示す)これです。放送大学に関する世論調査をやったわけでしょう。その世論調査の中で、放送大学を学びたいと答えた者の中で、それではどの分野の勉強をしたいというふうに思っているの、その辺を聞かせてください。それを分野別にひとつお聞かせくださいませんか、こう伺っているわけですか。

○政府委員(宮地貫一君) お尋ねの調査におきまして放送大学利用希望者の学習希望分野でございますが、文学系、法学系、経済学系、教育学系、理学系、工学系、農学系、家政学系、教養学系、情報科学、外国語、その他というような指摘になっておりまして、それぞれパーセントで申し上げますと、二六％、五％、一七％、三％、八％、二％、五％、二四％、八％、七％、一三％、一％というような分野になっておるというのが調査の結果の中身でございます。

○下田京子君 教養学系はいまのお話ですと八％ということですね。正確には七・八％。そうすると、「その他」、「わからない」というお答えをした方もおりますから、全回答者の中で教養学系を学びたいと答えたそれは五・四％になるかと思うんです。そうしますと、この放送大学は教養学系だけでありまして、といえますと広く国民の願ひにこたえるというふうなものになるのかどうかと。大臣これちょっとおわかりだと思ふんで、その辺、いかがにお考えでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点は、四十五年におきます放送大学に関する世論調査の数字で御指摘があったわけでございまして、私どもとしては、非常に多岐にわたっているというところがあるわけでございまして、さらにその後、昭和五十年でございまして、先ほどもちょっと申し上げました放送大学に対する教育需要の予測調査というものをやっておりまして、その昭和五十年の数字等も参考にいたしまして、非常に幅広い領域についての学習希望があると。具体的に、たとえば家庭や職場におきまして、現実には直面する諸課題の解決の手がかりといえますか、たとえば健康と病気の問題でございまして、衣食住に関する生活科学でございまして、あるいは政治、経済、社会などの諸分野、人文、自然にわたります幅広い教養の分野を求めているということ

が、五十年の調査では私どもとしてはそういう把握をいたしたわけでございまして、したがって、私どもとしては過去の調査を何度か積み上げもいたしまして、そういうことを受けまして、午前の御質問の際にお答えをした点でございますが、従来の経緯の中ではそういうものを踏まえて、それぞれ専門家の調査会議において御検討いただいて、ただいま御提案を申し上げている点は教養学部ということで考えているということでございます。

○下田京子君 ただいま考えているのが教養学部だというのはわかるわけです。だから、教養学部だけで広く国民の期待にこたえられるんでしょうかということ過去の調査結果を聞いたわけですね。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕

そうしたら、過去の調査結果に基づけば全体で教養学部を願っている、教養学系を言っている人は全体の中でわずかに五・四％ですよ。そのほか学部いろいろあるわけですね。そうじゃないですかと、こう聞いたわけですね。そうでしょう。

○政府委員(宮地貫一君) 四十五年の調査についてはさうでございまして。

○下田京子君 四十五年の調査ではさうでございまして、五十年に行つた調査というのには、いまのような形で現存する大学の姿、学部ごとには調査アンケートとっていませんね。そうしたらいまのようなのは出てこないでしょう。○政府委員(宮地貫一君) 私どもといたしましては、そういう非常に多岐にわたっておりますものを、先ほども申し上げたわけでございまして、利用できる電波の数としてはテレビ、ラジオ、それぞれ一列であるという、そういう放送面からきます制約というものが一面あるわけでございまして。そしてまた、四十五年の調査ではそういう非常に多岐にわたっておりますものを、そういう一つの制約のあるものに一番広くこたえられるものとしては何かという点を、五十年の調査も参考にいたしまして、私どもとしてはそういう非常に幅

広い要望というものを受けとめる学部としては教養学部がふさわしいということで考えたわけでございまして。

○下田京子君 ちゃんと、いまのお話を聞いて、現在高等学校の生徒さんの進学率は、昨年、ことし、どのくらいでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 高等学校の進学率はおよそ九四％と承知しております。

○下田京子君 その高校生の中で、大学や短大の志願率はどのくらいで、そして実際の進学率はどのくらいでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 高等学校の新規卒業者の大学、短期大学の進学の志願率は、過去二、三年におおよそ四六％ということと推移をいたしております。

○下田京子君 いえ、進学率も聞いているんです。志願率と進学率は違ふ。

○政府委員(宮地貫一君) なお、大学、短期大学の進学率は、三七・四％というものが五十四年、五十五年の進学率でございまして。

○下田京子君 それから、現在の大学には学部が幾つぐらいありますでしょうか。それから、その教養学部の学生数はおおよそどのくらいで、そしてまた、全体の学部の中で何％ぐらいになりますでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 高等教育機関ということとで申し上げますと、大学、短期大学、高等専門学校全体をひっくるめて申し上げますと、国公私立を合わせまして、ただいま手元の資料では、これは五十四年五月の数字でございまして、これは五十四年五月の数字でございまして、千二百四十と、学校数で千二百三十三、在学者数で二百四十万と、いう数字になっております。

なお、学部ごとについてのお尋ねがあったわけでございまして、学部別の入学定員で申し上げますと、全体で三十一万九千九百九十九名でございまして、これは五十五年四月現在でございまして、その中で教養学部の入学定員で申し上げますと、国立、私立を合わせまして千二百四十と、いうことに相なっております。パーセントから申

しますと、〇・三九%ということになろうかと思
います。

○下田京子君 〇・三九。

学部幾つくらいになっているかということをも
だお答えいただいてもいいと思いますが、私、ちよつと聞い
たところでは、七十学部ぐらいだということでは
けど、間違いないでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 大学の学部全体の数は
千百十九でございまして、うち教養学部は国立、
私立を合わせまして六学部ということになってお
ります。

○下田京子君 学部の種類なんです。――まあよ
ろしいです。全体の中で、とにかく教養学部は学
ぶ生徒がどのくらいいる数字で、そして全体の中で
占める割合がどのくらいかというのがわかりまし
たから。

あと、具体的な数字はまあ聞くことにしまし
て、おおよそ教養学系の学生というのは全学生の
中でどのくらいなのかという数字だけ、いま聞
きますと〇・三九と、それ間違いないわけでは
ね。――そうしますと、本間に学生が要求されて
いるものは、教養学部ということに限らず、非常
に広範囲に現在学んでいるということになると思
うんですね。で、いろいろ先ほどから、まあ電波
の問題やら何やらがあつていろいろできないから
教養学部だけだという話なんです、私は、結果
としていまそういうことだけれども、この放送大
学が果たしてこういういまの大学生の在学状況、
そしてその学部に対するいろいろな要求から見
て、あたかも今度学園が設置しようとする放送大
学が、国民の広い期待にこたえていようか、こ
う言われるのは問題ではないでしょうか、いかに
なんでしょうと、こう思うわけなんです。

つまり、これは先ほどからちよつと書いてま
すけれども、過去何回か調査をなさつたつて言
うんですが、私たちが知る範囲では三回だと思
うんです。その三回のうちの最後の調査が五十
年の調査です。その五十年の調査をもとにしな
がら私たちのところにいる資料も出してくださ
つてお

りますが、その五十年の調査の仕方、それもち
つと、これは細かく言つたらいろいろあるん
が、一点だけ問題点を指摘しておきたいんです。

どういふふうに書いてあるかというところ、ま
ず、「放送大学」に対する教育需要の予測調査の
調査票」として、「ごあいさつ」があるんですね。
「ごあいさつ」のところでは、「文部省では、数
年前から、ラジオやテレビを活用して、「放送大
学」という新しいタイプの大学を作ること検討
しています。この大学は、これまでの学校によ
うに毎日通学しなくても、また、だれでも、い
つでも、自分の望むものを勉強できる点で、全
く新しいものなんです。もちろん、勉強した科
目について単位を取り、それが一定の条件に
なれば、普通の大学と同じように「学士」にな
ることもできます。さらに本間に勉強して実力
を身につけるためには、「云々、こ
ういふふうにして書いてあるんです。これを
読みますとね。だから、ああ、いまの大学と
どこも変わらないんだなというふうにも受け
取れるわけですね。だから、この調査のもの
も、さっきのいろいろなことについて、本間に
感じのわけなんです。これは大臣どうですか。
〇国務大臣(田中龍夫君) 私、過去三回にわた
る詳細な回答を個々に拝見いたしておきま
せんけれども、まあ、多種多様な要望が出た
ことと、工学部がほしいとか、あるいは法学
部がほしいとか、あるいは希望がたぐさ順位
の上から出てきたり、あるいはいろいろ内容
が出てきたと存じますが、私はそれをいまこ
ろにさいに見る時間ありませんが、しかし今
度自分が文部大臣になりました、そうしてそ
ういふものをなぞ一体教養学部ということに
選んだか。これはまあ統計の単純数値でいく
ならばパーセンテージの多いところとすべ
きかもしれませんが、要するに文部省とい
うことを選んだゆえに先輩の諸君が教養学
部ということを選んで

のものは、やはり全体をカバーをする学部の
構成としては教養学部ということに落ちつけ
ることは、一番適当ではないかという判断の
もとに、彼此勘案いたしまして決定したも
のであると、かように判断をいたします。

詳細なことは、私はその当時携わつてお
りまして、いまのこの数字だけの御質問の
応答では私は即答をしかねます。

○下田京子君 問題こつちやにしないでくだ
さい。私は、教養学系を置くことはけしから
ぬとは言つてないんです。教養学系だけで
広く国民の期待にこたえようと。特にその
大学進学、直接にある高校生の調査の結果
からいってもそれは多種多岐にわたります
と。むしろ希望の割合から言へば文学系が
二六%とかというところにもなりま
す。ですから、全体的にこのことで放送大
学があたかも広く国民の期待にこたえ
るというふうには言えないでしう、こ
う言つていられるわけなんです。それが
一点。

それから同時に、調査の仕方についても
一点だけ指摘しておきますと、調査は三
回ともやりました、若干違つてお
きます。しかし、一番違つたのは、過去二
回のと五十年にやつたものでは、最も違
つた点は、いまのように具体的に学部の
問題については触れてないことですね。そ
れから三回の五十年の調査というのは、放
送大学というものが一般大学と全然違つ
てないというふうなところ、こ
ういふ「ごあいさつ」を入れてい
るというところ、こ
ろにありま
す。私は、そ
ういふことで調査
そのものにも問題
があるよとい
うことは指摘
しておきたい
し、大臣にも考
えておいてい
ただきたいと
いうことを申
上げておきたい
んです。でな
か

つまり、まず予
測調査の結果
の概要の所に
ばんと出てく
るんですが、
放送大学利用
希望者で、「今
回の調査」に
よれば――今
回といふのは
、五十
年の調査によ
れば四五・五
%の人が希望
して
いるとい
うんで
すね。ところが、前
回

の四十五年の調査によれば二五・四しか出
てないんです。そういうことにもあらわ
れているんじゃないでしょうか。これはもう
少し考へてみる必要があるんじゃないか
という点を言つておきたいんです。いま
の点でひとつ答へていただければいい
でしょう。大臣、どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 先生がいま
言われた中に、さういふふうなことが悪い
と言つておられるのではないが、他にも
さういふふうな集計の結果もあるとい
うことを念頭に置いておくと、こ
ういふお話を存じます。確かに念頭に置
きます。

○下田京子君 ただ念頭に置くだけじゃ
なくて、だからこそその大学の運営や
ら、それからこれらのいろいろなやり方
――やり方、運営は同じです。それ
から同じようなことで、これも他の委員
からちよつと出ましたが、通信教育の
関係です。お尋ねしたいんですが、現
在の大学で通信教育をやられている大
学の数と、それから学部と学生数、そ
れから短期大学の数と学部と学生数、
どうなつてますでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 私立の通信
教育を行つております大学の数は十二
でございまして、短期大学の数は九つ
でございまして、な
お、その学生
数についてのお尋ねでございますが、そ
の在学者数は、五十四年五月現在で
大学については約八万八千、短期大
学については一万九千でございまして、
計十万七千人というのが現状でござ
います。

○下田京子君 いまの調査の数字はど
このあれなんでしょうか。これ、私持
っているのは文部統計要覧の五十五年
版で出てい
るんですが、五十四年で大学は十二
の学校、学部が二十二、学生数は十
万九百八十三名、それから短期大
学は九、学科が十三、そして学生
数が八万四千三百三十人、すな
わち合わせますと十八万五千から
なるわけですね。

で、私はなぜこの数字を聞いたかとい
うのは、現在こ
うと、大臣、ちよつとお聞きしたい
のは、現在こ
う

して通信教育を受けられている学生さんが十八万人もいるわけですね。こういう人たちから、テレビやラジオ等通信網を使ってそして教育を受けられる機会をという声が非常に大きいのは御存じだと思います。そのことについて、たとえば審議会等の中で道を開くように考えていきたい、こういうことも言われているのだから、それですけれども、まずこういう方々の御要望にどうこたえていくのか。放送大学の放送科目をこうした人たちに使っていただくだけじゃない。つまり、現在学んでいる通信教育を受けている方々のその学校やなんかで実際に通信網を使えるような、そういう見通しというのはあるんでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) 私のお答えが間違っているかもしれませんが、数字やなんかのことになります。というの、数字やなんかのこと、ただ私が基本的に考えたいのは、局長にも私の間から質問したんですが、現在ある短期大学や現在ある通信教育や、そういうものと、今度できる放送学園大学の通信教育というものが、これができることによって既存のそういうふうな通信教育がふれちやったり、あるいはだめになったり、影響を与えることはよくない、こういう気持ちは当然起こってきます。

それからもう一つ、そういうことか知りませんが、放送大学におけるいまの教養学部というものは、いままでの通信教育とかあるいは短大というふうなものはどちらかというと専門的な分野の方に進んでいくんだから、放送学園大学というものはあくまで一般教養という点に思いをいたしていったらどうだろうかというものが私のこれは個人的な考え方でございます。そういう点からいいますと、他の大学に影響や迷惑をおかけしない。同時にまた、当放送学園大学はあくまでも教養という国民のレベルアップをする。しかもそれは大学であって、本当に勉強したいという方に単位も与えていくというふうな諸般の情勢を勘案をいたした先議諸公の結果がこの名称となり、この学部編成になったものであろう。

こういうふうに私は個人的に推測いたします。○政府委員(宮地實一君) 補足をさせていただきます。たいと思いますが、先ほどの、まず私立の通信教育の数字につきまして、先生御指摘の数字は聴講生等も全部含めた数字でございます。私申し上げたのは正規の学生の数字でございます。その数字の差があるということでございます。それが一つでございます。

それから私立の通信教育と放送大学との関連と申しますか、一つは放送の利用ということについては、先ほどお尋ねのございましたように、この放送大学学園の放送事業につきまして、放送大学と並びまして通信教育を実施する私立の大学において放送を利用するということは十分考えられるわけでございまして、その点は御提案申し上げております法律案の二十条第三項に規定する「目的を達成するため必要な業務」というものに該当するわけでございまして、学園が私立大学の通信教育におきます教育に必要な放送を行うにつきましては、主務大臣の認可を得まして実施ができるという体制になっておるわけでございます。

その点が一点と、もう一つは、スクーリング等に際しまして放送大学の学習センターを私立の通信教育のスクーリングのために利用するということは、十分具体的に考えられるわけでございまして、その点については積極的に対応できますように、この法律案の二十条第二項の規定も設けておるわけでございます。

○下田京子君 ざばり申し上げますと、いまから設置しようかなと思っております。この法案との関係でできる放送大学のいわゆる電波の問題も大事ですが、それと同時に、現在すでに通信制大学の関係者の方々から特に、予定されているテレビのUHFやあるいはラジオですとFMと、こういった電波を使わせてほしいという御要望も出ています。だかからいま局長が御答弁になった関係の話は、道は開いてあると、ただその道というのは、特にこれから考えられる放送大学で仕組んだその通信教育材料を使えるようにしようかという、こんな話なんでしょう。だからそれが一方通行でなくて、相互に関連していかないとだめなところ。そして同時に、すでに聴講生も含めてということになります。十八万人から実際に教育を受けている通信大学のこうした皆さんにこたえていくことがまず大事なんじゃないだろうか。そういう関係で、そういうところでの関係者とのいろいろな懇談というものは十分にされたというふうに理解していいんでしょうか、私は不十分だと思っております。

○政府委員(宮地實一君) 私立大学の通信教育の関係者との放送大学につきま基本構想を固めていく際に、私どもとしては十分関係者と話し合いをいたしまして、その理解と御協力をいただいてこの法案を提出しておるものでございます。さらに今後、この放送大学学園の運営につきまして、先ほど申し上げたわけでございますが、部外の関係者の御協力をいただく、これは法律上の組織といたしまして運営審議会というふうなものも設けておるわけでございますが、たとえば私立大学の通信教育関係者にもそういうところに入っていくべきでございまして、具体的に放送大学学園の運営につきまても私立大学通信教育関係者の意見というものが十分反映されるように措置をしていく、それは両者がお互いに今後とも共存共栄していくためにも必要なことであると、かように考えております。

○下田京子君 それじゃさらに聞きますけれども、当面日本学術会議の方々だとあるいは放送関係者、学者、有識人の方々の御意見を伺った、そしてそれがきちん意見の一致を見たというふうに断言できますでしょうか。○政府委員(宮地實一君) 私ども学術会議に対して意見を聞いたことはございません。

○下田京子君 その一点だけ見てもちょっと問題であると思えます。私はもう時間がございませんから、いまの話については、いわゆる放送大学がどういふ内容でどのように進められていくかという点でいまちょっとお聞きしましたように、何よりもやはり日本学術会議を中心とした大学関係者、放送関係者、いろいろな有識者、学者、こうした方々、そしていま私が話しましたが、いわゆる私学関係の方々も含めて、通信制の大学を現に行っている関係者の方々の御要望というのか、御意見も聞いて、もっとさらに研究する問題が多々あるんじゃないか、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

最後に聞きたい点なんですが、この学園に責任を持つ人はどなたになりますか。○政府委員(宮地實一君) 理事長が責任を持っていくものと考えております。

○下田京子君 理事長が責任を持つことになるわけですが、その理事長は理事の互選によって選ばれるのではないわけですね。理事の互選によって選ばれている、そういう仕組みになっているのはどこでしょうか。○政府委員(宮地實一君) 理事長は文部大臣が任命をすることになっているわけでございまして。お尋ねの点は、理事長が理事の互選になっているものとは何かとお尋ねのように伺ったわけでございまして、通例特殊法人の役員に任命につきましてはそれぞれ所管をしております大臣の任命になるものが通例であらうかと考えております。

○下田京子君 ちょっと私も言葉足らずだったのですが、特殊法人の場合にはいまお話しのように通例は理事長が理事を任命するということですが、一方学校法人の場合、私立学校、この場合はどうなっているでしょうか。○政府委員(吉田壽雄君) お答えいたします。私立学校の学校法人の場合は、理事のうちの一人が寄附行為の定めるところによりまして理事長に選任されます。一般的には理事の互選によるというのが一般的なあり方でございます。○下田京子君 それから、もう一つ聞きたいんですが、学園に責任を持つのが理事長です。その理事長は、「目的」にもありますけれども、「放送等により教育を行う大学を設置」すること、「大学における教育に必要な放送を行うこと」、それ

○小西博行君 放送大学学園法案につきまして、すでに衆議院におきまして相当の多くの時間を費やして審議されたというふうに私も聞いております。

ります。同時に先日も世親先生、仲川先生の方からいろいろ質問がございましたし、きょうはまた各委員の御質問がございました。そして同時に私自身も、伺いながら、あるいは資料を参考にさしてもらいながら、大変放送大学園というのにはむずかしいが、新しい一つの大学をつくっていくんだという、まるでいままでの形と違うような私は形態がそこにあるからこそ、いろいろ審議しても、個々につきましてもは当然審議されるわけであ

ります。ところが、どうも全体計画というものが明確にされてないような気がしてならないわけでありまして。もちろん基本計画というのはいろいろな説ましている形で出ております。これはいろいろいいたただいたりいたしましたが、果たして放送大学そのものがいまの時代に本当に必要性能があるんだろかなという、これだけたくさんのお金を使っているが、しかも大変むずかしいプロジェクトを組んでいかなければいかぬわけでありまして。そして、実際やる場合には各地方の大学の先生方にも

協力をしていただくのではなく、非常に私
は大きな問題が残されているのではないらうか
な、このように実は考えるわけなんです。そこ
で、どうしても多額の予算を食ってまでこの放送
大学をやらなきゃいかぬのだらうか、その辺の
意義は一体どうなのか、今日的にそれがびつたり

合っていると、その辺のところを実はまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(宮地實一君) 放送大学の今日までの検討経過等につきましては午前中も御質問にお答えしたとおりでございますが、私どもとしては四

十四年以来慎重に検討を重ねまして、今日御提案

この放送大学というものが広く国民全体に開かれた大学ということで、放送を利用する大学ということで、そういう意味では全く新しい形の大学をつくっていくということになるわけでございます。

す。

御指摘の点は、まあ全国規模で広げていく際には相当多額の経費を要するものであり、今日財政再建ということも大変なことではございますが、そういう中でおおむねの点に放送大学の意義を求めているのかというお尋ねのように承ったわけでございます。

従来の経緯等についてはもうすでに御説明を申し上げたわけでございますので、繰り返すことを省略させていただきますが、考え方といたしまして、やはり今日国民全体の学習意欲といえますが、そういうようなものが非常に高まりを見せておると。そういう点は、たとえばいわゆるカルチャーセンターというようなものなどにつきましても、これはまあ民間の行っているものを含めまして大変国民全般に要請が強い。そのことは、一つにはこれから余暇時間と申しますか、国民全体の余暇時間というものがふえてきておる。そしてまた、日本の社会構造全体がだんだん高齢化社会に向かっている。そういうことで、一面また学習意欲といえますが、生涯学習という点とも先ほど来御議論が出ておるわけでございますが、そういう要請が非常に強いわけでございまして、もちろん、それらに對しまして私も私どもとしては、一つには放送を利用する教育の形、これはただいま御提案申し上げておられますのは放送大学という形で御提案を申し上げておるわけでございまして、先ほど来申し上げておられますように、テレビ、ラジオというものがやっぱ国民の文化生活といえますが、国民の生活全体に与えております影響というものが大変はかり知れないほど大きいものがあるわけでございます。それを教育的にどう生かしていくかということもこれまで非常に大事な課題ではなからうかと考えておるわけでございます。そして、そのテレビ、ラジオのそういういわゆるマスメディアと申しますか、そういうようなものを教育的な手段として生かしていくための方策として、私どもとしては従来の検討経過から放送大学というものを計画してきたわけ

でございます。

先ほど来御説明しておりますように、放送大学の考え方といたしましては、国民に広く開かれた大学をつくるということでございまして、教育機会に恵まれない方々にもそういう機会を提供するということは大変意味のあることであらうかと思っております。そしてまた、この放送大学におきます教育——私どもとしては大学制度というものを弾力化し、流動化していくということもまた大変社会全体の要請としては強いというぐあいに受け取っているわけでございまして、その大学の流動化といえますが、弾力化のためには、たとえば単位の互換というような事柄もさらに積極的に進めていく必要がある。そうしますと、この放送大学を利用して、たとえば既存の大学との間に単位の互換を積極的に進めていくというようなことで、従来の大学に對しては、大変いい意味での刺激を与えることになるのではないかと、かように考えております。と申しますのは、放送大学の授業といふものは、先ほども言いましたように、国民に広く開かれて国民全体が視聴し得る形で行われるわけでございまして、従来とか言われておりますように、大学教育といふものが、大学のいわばアカデミックな中にだけ閉じこもっていて、世の中全体に對して開かれていない点を、何とか社会全体に開かれた方向に持っていくようにということで種々努力もしておるわけでございまして、この放送大学の場合に申しますと、大学の講義の中心そのものが広く一般国民に開かれていっているというふうな形で、そういう意味で国民全体の御批判にも十分耐え得るものでなければならぬわけでございまして、そして、そういう形で広く国民に批判を受け得るだけのものをやることによりまして、いままでの大学の教育といふものの改革の推進にも、この放送大学といふものがきつかけになりまして行われていくということも大変見逃すことのできない重要な意味を持っているというぐあいに考えております。

もちろん、財政再建という、こういう時期でございますので、教育、学術、文化全般に對してどのように充実を図っていくか、非常に財政的にはむずかしい時期に差しかかっているわけでございしますが、私どもとしては十分関係省庁とも御相談を尽くして、第一期の計画ということで御提案を申し上げておるわけでございまして、教育の充実のためにこの放送大学を全国的な規模に広げるに際しましては、相当の時間を要するということが先ほど来御説明を申し上げたとおりでございますが、それは今後の高等教育の全体の流れと申しますか、昭和七十年代に向けての十八歳人口の動向でございますとか、そういうものも見定めた上でこの放送大学をぜひ推進させていただきたいと、かように考えて御提案を申し上げておるわけでございまして。

○小西博行君 私放送大学を最初から、真つ向からやめてしまえという意味では決してないわけなんです。と申しますのは、いまおっしゃられましたように、そこには確かに意義を見つけることができるということですね。ところが、私が申し上げたいのは、現実のいろいろな大学教育を見ましても大変たくさん問題があるではないか。国立あるいは公立、私立におきましても、もう少し充実すればいい教育ができるのではないだろうか。そういう意味で、むしろそっちの方に予算的にも技術的にも力を入れていただく非常にも大切な時期ではないか。同時に、金が幾らでもあれば、それはもうすぐ放送大学ということでも非常にうまいわけでありまして、それを実行に移していただきたい、こういう気持ちには実はあるわけなんです。しかし、現実この放送大学を出しても、先ほど本岡委員の方からちょっとおっしゃられましたけれども、いわゆる社会的な評価という問題がこれから先の内容によって決まってくるのではないかと私も思うのです。しかし、現実には夜の夜間大学であるとかあるいは通信教育ですね、こういうものを現実に見てみますと、通信教育の学生といふのはみずから本当に教養を高めることだけに意義を見出しているとは限らないわけですね。ある資格をもらうためにとかくがらばつていくんだという現実が実はあるわけなんです。そういう意味で、これから先の放送大学を實際出られて、放送大学が全体の大学の中でどういう位置決めをするかということによって単位の互換性という問題も私は大いに変わってくるのではないかと、こういう気がしております。ですから、もう少し詳しく放送大学の社会的な評価ですね、どの辺のところを基準にしておられるのか、それをちょっとお伺いしたいと思っております。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学は一言で申し上げますと、入るのは大変やさしいけれどもなかなか卒業については厳格な大学ということが一つの特色として言えるのではないかと、かように考えております。私どもとしては、教育の内容ないし水準の確保という点につきましては、十分必要な教官スタッフというものをそろえ、またそれぞれ客員教授という形で、既存の国公私立大学の関係者の方々の御協力も得ながら、言うなれば大学の講義の中心といたしましては、レベルの高いものをわかりやすく理解しやすいような形で実施をしていくというところが基本的なねらいになるんではないかと思っております。そういう意味で、五十三年以来、放送教育開発センターというもの、これは国立大学の共同利用機関ということでもうすでに設けられておるわけでございまして、その放送教育開発センターにおきましては、実験番組ということで、これは民間のテレビを通じてまして具体的な大学講座ということでも具体的に実験的に取り組んで、放送時間は、たとえば朝の早い時間でございますとか大変限られた時間帯にはなっておりますが、私どもも一般的に現在放送教育開発センターの実験番組で流しておりますその内容面につきましては大変高い評価をいただいておりますものと理解をしております。そしてまた、これの実験番組の取り組みにつきましても、具体的に、たとえばスクーリングも受けるといふようなことについてモニターを募集いたしたりしておるわけでございますが、その応募者の状

況等につきましても定員に対して非常に高い倍率で志望者が出てきておるといふようなことを通じましても、そういう意味では現在の実験番組につきましても非常に関心が持たれているといふことが実証されるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

先ほど来お尋ねのその放送大学の卒業生というものの対する社会的な評価といふ点ですが、そういうような面についてどう考えるかという点でございしますが、これはもちろん先ほど御説明しましたように、一般の大学の卒業生と同等の資格ということは、夜間学部、通信教育、放送大学、一般学部を通じて全く肩書きは同じなわけでございします。ただ、先ほど御指摘があったわけでございしますが、いわゆる学歴社会と言われている一般社会全体の中でどのように評価されていくかという点でございしますが、私どもは能力の評価としてましてはもちろん個々の人たちがいかに努力し、いかに学んできたかという点に着目し、能力に応じた適正な評価がされなければならないのは当然でございします。そのために努力もいたさなければならぬわけでございしますが、具体的には放送大学の教育の内容が水準の高いものをしかもわかりやすくという形で広く受け入れられるような形で実現をしていかなければならない、そういうことの積み重ねというものが放送大学というものの対します評価を高めていくゆえんでもあろうかと思っておりますので、そういう努力を積み重ねてまいりたいと、かように考えております。

○小西博行君 確かにこの放送大学は、文部省にとりましても一つの大きなロマンだといふふうに私は考えますが、したがって、長期計画というものがございしとありまして、そして何年度はどうなるんだという具体的なものがございすると非常にわれわれも審議がやりやすいわけなのでございすけれども、ともかくもこの法案を通して、そして大学をいまだから研究して具体化していくんだというお話が非常に方々に出てくるものでござい、さっぱり審議が、各政党とも恐らくがっぷりと四

つに組むという形が非常にとりにくいじゃないかという感じであるわけでございすけど、これはどうなんでしょう、通常国会ぐらいまでにかひとついい計画書みたいなものがそろえようという自信はございすでしょうか。聞けばお答え願うというところではあるんですけども、現実にはどうも、先ほど来言われましたように、その労働組合の問題がどうか、いろんな細かい問題を突けば幾らでも問題は出てくるんじゃないかと思ひまして、しかし一方では、何か法案というところで、大学をつくることに賛成したらどうですかという程度に理解すれば、いまだ審議十分すればいいというふうにも考えられるわけですね。したがって、細かい分野に入れば入るほど、これは何時間審議やっても決着がつかないような部分というのはいっばいあるような気がするもので、それから、何か具体的な長期計画みたいなものを、そういう整理できるような条件でございすでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 具体的な計画といたしましては、従来から御説明を申し上げておりますように、第一期の計画としては、東京タワーからテレビ、ラジオの電波の到達する範囲を対象地域といたしまして、関東地域からスタートをさせていただくということで御説明を申し上げておるわけでございす。なお、その後の全国ネットと申しますか、全国を対象にする全体計画については、お尋ねでございしますが、その点については先ほど御説明をした点でございすけれども、具体的に広げていく際に、やはり関東地域をやりました結果、なおいろいろと検討しなければならぬ個々具体的な課題も出てくることであらうかと考えております。そういう意味で、私どもは先ほど御説明を申し上げましたような形で将来の計画というものを考えておりますと、もちろん教育の機会均等の確保というふうなことから、全国に広げるに際しまして、その計画を早期に進めるといふことは、これは国会での従来の御審議でも十分な御指摘をいただいておりますので、それらの

点については私どもも早期に広げるように努力をいたしますというところは申し上げておるわけでございす。

それから先ほどのお尋ねの中で、一般大学の方にむける整備の重点を置いていくべきじゃないかというお話もございしました。たとえば国立大学等につきましても、既存の学部の整備充実、それも特に地方の国立大学の整備充実というふうなことで、たとえば学部の改組でございすとか、そういうようなことについては過去私どもも取り組んでございすし、これからのそういう意味で既存の国立大学の整備充実ということももちろん大事なことでございまして、それも地方の大学に重点を置いた整備充実というものを図っていくかなければならぬわけでございす。そしてまた、私立大学について申せば、私大経費補助というふうなことで、私立大学の教育水準等を高めるというために相当額の国費を投入してきておるわけでございす。それらの施策と相まってこの放送大学の整備という点については、私も取り組みたい。それについては、御提案申し上げておる点は、第一期の計画としては、先ほど御説明申し上げたようなことで取り組みたいということでございます。

○小西博行君 そこで、もっとちょっと具体的に聞きたいんですが、大学四年で卒業するといふのが前提だと思ふんですけども、百二十四単位で四年間で卒業できるということなんですね。そしてこのアンケートを見ますと、何か大体週に二こまぐらいならとれる。アンケートがございすけれども、そこへ出てくるわけですね。二こまか一こまかという数字が(1)、(2)というふうに出てくるわけですが、実際はこれは四こまぐらいとらなければ四年間で卒業できないんでございすでしょうか。科目によっても多少違うと思ひますけれども、ちょっとお聞きしたいのです。

○政府委員(宮地眞一君) 先ほど御説明をした点でございすんですが、放送の視聴につきましては、四

年間で卒業をするということになりますと、大体四十五分の番組を毎週二回程度視聴するということが必要にならうかと思ひます。――失礼しました……

○小西博行君 これは一位でございす。

○政府委員(宮地眞一君) はい。一位でございすので、毎週四、五回程度というところになるわけでございす。それで、アンケートの点で御指摘があったわけでございすんですが、これは先ほどちょっと御説明申し上げましたが、これは先ほど申し上げたわけではございませんが、先ほど申し上げて、これは放送時間というものが、先ほど申し上げた七時というきわめて限られた時間帯で一回だけ放送されている実験番組でございまして、具体的にはそういう形で実施をされていくわけでございす。ところが、放送大学の場合で申し上げますと、実際の放送視聴というものは、私どもの計画いたしておりますのは、毎日、午前六時から夜十二時までの間十八時間放送をいたします。もちろん、その間に再放送もするというところでございまして、なるだけ視聴者が視聴しやすいような形で放送時間を確保するということがございすわけでございす。したがって、このアンケート調査の場合の結果が四年間で卒業するための毎週四、五回ということと相当するところではないかという御指摘ではないかと思ひますが、その点はいま申しましたような放送時間の差というふうなこととございまして、私どもとしては、週四、五回程度の視聴が、先ほど申しました放送大学で計画しております放送時間というところから申し上げれば、その点は十分確保できるのではないかと、かように考えております。

○小西博行君 そうしますと、大体一日一時間――四十五分という授業だと思ひますけれども、大体一日にコマといふんですか、大体四十五分ずつを毎日やれば、あとは毎週スクーリングというのがあります、そのスクーリングというものは大体三時間ぐらいいいというふうに話を大体聞

という非常に大きなことになっておりますし、しかもこれ、常勤の場合は五年契約でございますが、五年間でまた新しく契約し直すという制度でございますか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学の教員につきましては任期制を考へるということでございまして、具体的にはこれから大学自体でお決めることになるわけでございしますが、任期の一つのめどといたしまして、五年程度ということが一つの目安としては考へられるのではないかと思います。もちろん個々のケースにおいては再任されるという場合もあり得ますし、任期制の問題については、先ほども他の議員の御質問にお答えしましたようなメリットを考へて任期制というものを考へたいというところで積極的に考へておるわけでございします。

○小西博行君 この間もちょっと出たと思うんですが、教員は当然、研究機関といひますか、研究しなければいけません。したがって、私、広島でございすけれども、たとえば広島大学の経済の先生が放送大学のセンターの方に専任で行きまして、そしてそこでもってやるということが現実問題として私は大変むずかしいんではないか。まあ命令で行けと言つたら、これは国立ですからしょうがないでしょうけれども、何かしらその辺が、私は本当にそういうメンバーはいないメンパーがそろふんだらうか、むしろ定年になった方々を集めるんじゃないか、そういう何か非常にいいセンターにならぬのじゃないかという感じが、ちょっと心配しておるんですが、その辺は心配ございせんか。

○政府委員(宮地眞一君) 先ほども御説明を申し上げたわけでございますが、任期制というもののメリットももちろんあるわけでございますが、一面先生御指摘のように、任期というものは放送大学側だけが考へても、なかなかうまく考へていくように回転をしなければそのメリットが生かされないではないかという御心配ももちろんあるわけでございます。各放送大学の教員組織

というものをつくり上げていくに際しましては、当然に国公立のほかの大学の御協力と御理解というものがやはりないとまう回つていかないといいことは御指摘のとおりだと思います。したがって、私も私としてはそういう他の国公立大学の御理解、御協力をいただいた上で、その点で積極的に、いま御提案を申し上げておりますような任期制というものをメリットのある形でローテーションがつくような形で運用というものを考へていかなければならない。もちろん個々の人事にかかわる問題でございまして、それぞれ関係の大学と放送大学側との密接な連携をいひますか、そういうものがなければうまく回転をいひません。しかしながら、先ほど申し上げましたようなメリットというものももちろんあるわけでございします。ひとつその点を十分生かせるような形で私どもとしては積極的に取り組んでいきたい、かように考へております。

○小西博行君 私は何としてもスクーリングをやつぱり徹底的にやつて、しかもそれがその学生のやる気を喚起するような、そういう有意義なスクーリングをやるといふことになれば、時間的にも相当少ないんじゃないかな。同時に各県に一つづつ置こうと。東京は二つということなんですけれども、たとえば広島なんかへ行きまして、片道六時間、七時間というところへはさらにございまして、そういうところから朝早く出てきて、二時間ないし三時間それを受けて、そしてまた帰るといふのは、スクーリングというものは、実際問題として非常にむずかしいんじゃないかという感じを私は持つておるんです。言葉では非常に簡単なんですけれども、特に冬になったら、そういう条件を考へますとむずかしいんじゃないかなという感じがしておるんですけれども、その辺に対してのいろんな見解をもしお持ちでしたら教えていただきたいと思うんですが、うまくいけばいいんですけれどもね。

○政府委員(宮地眞一君) スクーリングの実施に当たつて、具体的にたえば各県一カ所という程度であれば、実際のスクーリングということから考へればいろいろ難点も出てくるのではないかといい御指摘でございます。私もその点は十分考へていかなければならない大変大事な点であるというぐあいに理解をいたしております。従来の私大の通信教育等におけるスクーリングの問題、先ほどもお尋ねがあったわけでございしますが、いろんな形で実施をしておるわけでございまして、私も私どもとしても受講生がなるべく受けられやすいような形でどのようにやつていけばいいの。その点については従来の経験等も十分踏まえたが、実際の問題に当たつて、それらの従来の経験を十分生かすような形で積極的な姿勢で取り組んでいきたと、かように考へております。個々の具体の受講生がどういふ形であれば受講しやすいの、受講形態も毎週一回出てくるという形では、いまおっしゃつたようなたとえば片道六時間というような場合であれば、それは現実問題としてなかなかむずかしい問題でございまして、そういう場合にはまとめてスクーリングをどういふ形でとれるような形で実施をいひたい。個々の問題につきましては、先生も御指摘のように、実際にやつていくに当たつては非常に個別の問題でいろいろと解決をしながら進めていこうというものは出てまいらうかと思つております。放送大学を成功させるためにはその点が非常に大事なことだといふことは私も十分認識をしておるわけでございまして、個別の問題につきまして積極的な姿勢でそれらの解決を図つていきながらこの放送大学というものを成功させるようにぜひとも推進をさしていただきたい、かように考へております。

信大学並みという表現をしていふんですけれども、実際にはやはり手紙で往復したりあるいは教材とかいろいろなものを入れまして、大体年間に六、七万ぐらいだといふのは、これはいわゆる学費といふことなんです。まあ月謝といふか、学費といふんです。ですから実際に勉強したいと思ふ方というのは大体どのくらいのお金がかかるものでしょうか。これもはっきりいひないんです。ちょっと、わかりましたらどうぞお願いします。

○政府委員(宮地眞一君) 御説明申し上げておりますように、私大の通信教育の場合のおおよそ年間の授業料等との均衡を考慮いたしまして、六万程度というものを想定いたしておるわけでございします。これはもちろん授業料としてそういうものを想定いたしておりますが、その中には印刷教材等の経費も含まれておるわけでございしますし、添削指導等の経費も含まれるというぐあいに私どもとしては理解をしております。

○小西博行君 そうしたら、大体一カ月勉強するために六、七万ぐらいで十分いけると、私は、くどいようですが、実際に、自分でも大学で勉強しようというふうな気持ちのある人というのは、恐らく教科書の三倍や五倍というお金じゃ勉強にならないと思ふんです。実際にはたくさん参考書を持つてきてやらないと、テキストといふのは、NHKなんかでもやっておりますけれども、ああいうそれぞれの科目別にテキストをつくられるからそんなに厚い大きなものといふことではないと思ふんです。恐らく二千元かそんなものじゃないかと思ふんです。したがって、内容的には十分なことでは恐らく盛り込めないだろうというふうなことで、現実的にこれを勉強して、試験にもよりけりでございます。どの程度の試験で、単位で認定して上へ行くかという問題でなければ、私も私は相当費用をかけないととてもじゃないけれども簡単に大学を出られるという形にはならないような実は感じがするんです。そこで、もう一点ちょっとお聞きしたいんです

が、視聴率ですね、何バーぐらいそれを聞いているか。たとえば、大学へ入った人というのは全部数がわかるわけですね。ところが、それ以外の方々がテレビを見るときは、これは自由に見ることができるところから、そういうものの実態調査ですね、これは何か具体的に考えておられるのでしょうか。視聴率の実態調査の仕方とか評価の仕方。

○政府委員(宮地貫一君) 初めのお尋ねの点で六万程度というのは実は年額でございます。

○小西博行君 年額ですね。

○政府委員(宮地貫一君) 年額でございます。

それから、もちろん登録をいたしております学生はテレビ、ラジオをそれぞれ視聴するものと考えられるわけですが、お尋ねの点は、それ以外に広く一般の方々がどれだけ関心を持って放送大学の番組を視聴することになるのか、その辺率等についての調査についてどう考えておるかというお尋ねのように承ったわけでございまして、具体には、どれだけ広く国民全体に関心が持たれているかということを調査するために、そういう登録学生以外の方々の視聴率がどの程度であるかということについても、もちろん私どもとしては、これが実施をされますれば、必要に応じてそれらを調査して、社会全体といえますが、広く一般国民にどの程度に視聴されているのか、それらを把握しながら、それがまた、放送大学の教育の本身そのものの改善といえますが、向上のための参考資料ということで、当然にそれらの点も調査をする必要もある、かように考えております。

○小西博行君　ですから、平たく言いますと、

学のときはわりあい楽にはいれる、単位を取るというのはなかなか厳しいと、こういうかっこうになりますかしら。大体そういう大学というようになり考えたらいいわけですね。何か、その辺で大学の評価というものがずいぶん私ははつきり出てくるものではないかなあと。たとえば、この放送大学の単位認定を受けると東大生あたりの単位に互換ができるとか、そのぐらいの内容があるものだった

たら私はそれほど心配しないんですけれども、どうも現実いろいろなお話を聞きましても、非常に安っぽくなって、全体の大学そのものが、この放送大学のことで評価を落としてしまうような感じにはほしくないだろうかなあと。これは私ども実際夜間大学なんかやってみまして、そういう傾向が非常に大きく出たんですね。勉強したいというのと同時に、試験すると全然はいれないという問題が実はありましたものですから、入ってから本当に勉強するという態勢がとればこれは私は非常にいい大学になるのではないかと思うのですけれども、これはやっぱり自主性という問題が常に大学教育の中にありますので。その辺の心配が少し私は残っておりますので。その上手なやり方ですね、カリキュラムの編成とか。やもすると、テレビに登場される先生というのはスター的といいますか、タレント的な要素がないと見てもらえない、非常にまじめにやればやるほどあきらまれるという部分がある。実際われわれ自身が講演に行ってもそういうものがあるわけであります。この中でも、かなりシステム工学だとかないかというのを書いてあるのです。非常に細かいのではないか。

そうしてもう一点は、これはNHKの例の教育テレビなんか見てもよくわかるのですけれども、非常に簡潔に上手にまとめていますね、項目一何というところで。そのときは非常に感心するのだけれども後さっぱり残らないという欠点があるわけですね。だから、何回もそれを上手に繰り返して刺激するという問題は私はあわせて考えていただきたい。

時間があとまだ少しあるわけですが、とにかく私がここで申し上げたいのは、きょうはもう非常に総論的なことを申し上げたわけですが、放送大学というのは確かに新しい一つの時代の要求というのも当然あるでしょうし、そして勉強したい人が何としても勉強できるように体制をつくらなければいかぬ、これはもう私は国とし

ては当然やるべきことだし、やらなければいかぬと思う。しかし、現実の細かい問題になつていきまふとまだはつきり決まつていないことばかりで、それは法案が通つてから細かく審議しなさいというところでございませうけれども、やっぱり私はもつと詳しい具体的なそういう素案というものをできればつくつていただきたい。当然大学を特殊法人というところでつくるわけですから、これをどこまで文部省で介入できるかどうかという問題も私にはあるんじゃないかと思うのです。非常に遠慮した部分があるのではないかと思いますけれども、少なくとも、ここで審議するというところでございますので、できれば具体策を早急に示していただいたらもつと焦点をそれぞれが合わして審議ができるのではないかな、こういう感じが実はしています。

うに思うわけでございますが、できればそれをお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。
どうぞよろしくお願ひいたします。

○国務大臣(田中龍夫君) いろいろと詳細な御質疑ありがとうございました。

なおまた、先生の御要望にできるだけ沿うこと、それ自体がまたわれわれの方の法案をなお一層固める趣旨でもございます。

なお、最後におっしゃいましたその計画の点につきましても十分に私の方も考えたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長(降矢敬義君) 以上で本案に対する本日の審査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時散会

午後四時散會

そして、全体から言いますと、放送法の問題、これが一つ私はあると思うのです。この中にはたくさんさんの問題があると思います。それから今度では、国の強いコントロール、つまり組織の問題です。こういうものが一体どうなのか。それから今度から教育内容とか方法、これも一つの大きな問題だと私は思うのです。それからもう一点は、既存の大学と放送に及ぼす影響、この辺の調整。最後にこれ幾つもあるわけですが、たとえば生涯教育に果たす放送大学の役割りとか、それから放送大学に適用する設置基準であるとか、あるいは開校は大学教育の機会に恵まれない地方からできるだけ採れるような体制にするとか、あるいは、完成までに時間をかけ過ぎるのもう少し内部での審議、これを十分尽くしていかなければいかぬだろう。あるいは、多額なお金を使う、だからむだのないような方向性を見つけないといけない。たくさんさんの問題があるのではないかというように私は考えます。したがって、それぞれの資料をばばらばらにもらうわけでございますけれども、できればそれが、最初から計画書が、びしっとしたやつが日程によって出てくれば一番助かるというよ

二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	ニ	ハ	
三	〃	〃	四	〃	〃	三	ニ	段	
五	三	六	終わり からり	七	八	六	七	行	
特別	正	改定	さし	行政	県外	経緯	誤		
特殊	新	改訂	させ	助成	県会	経緯	正		